

VII. 保証型財務検査マニュアルの方向性

1. 保証型財務検査を実施する場合の具体的な検査手続

(1) 民間企業における会計監査で行われている監査手続

民間企業における会計監査の過程で実施される監査手続は、①記録や文書の閲覧、②有形資産の実査、③観察、④質問、⑤確認、⑥再計算、⑦再実施、⑧分析的手続等がある。⁶⁸

上記8つの監査手続の意味は以下のとおりである。

図表 37 監査手続とその意味

監査手続	意味
記録や文書の閲覧	記録や文書の閲覧は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による企業内外の記録や文書を確認する監査手続である。記録や文書の内容や情報源によって、さらに、企業内部の記録や文書の場合にはそれらの作成に係る内部統制の有効性によって、監査人が閲覧により入手する監査証拠の証明力は異なる。運用評価手続として実施する記録や文書の閲覧の例としては、承認の有無を確認することがある。なお、記録や文書の閲覧には、証憑突合 ⁶⁹ 、帳簿突合 ⁷⁰ 等が含まれる。
有形資産の実査	有形資産の実査は、監査人自らが、現物を実際に確かめる監査手続である。有形資産の実査からは、資産の実在性に関する証明力のある監査証拠を入手できるが、必ずしも資産に係る権利と義務又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない。通常、個々のたな卸資産の実査は、実地たな卸の立会 ⁷¹ において併せて実施される。

⁶⁸ 監査基準委員会報告書第31号「監査証拠」（日本公認会計士協会）より抜粋

⁶⁹ 証憑突合とは、証憑書類自体を吟味し、かつ証憑書類と会計帳簿とを突き合わせることにより、主として取引の実在性・帳簿記入の正確性を立証する監査手続である。

⁷⁰ 帳簿突合とは、会計帳簿同士を突き合わせることにより、主として帳簿記入の正確性を立証する監査手続である。

⁷¹ 立会とは、被監査会社が行う特定資産の実物検査の現場に出席し、検査が所定の手続に準拠して行われていることを確かめ、主として当該資産の実在性を立証する監査手続である。

監査手続	意味
観察	観察は、業務処理のプロセスや手続を確かめる監査手続である。観察には、施設や設備の視察、建設業における現場視察等も含まれる。観察は、運用評価手続や実証手続として実施されるとともに、リスク評価手続としても実施される。観察では、プロセス又は手続の実施についての監査証拠を入手できるが、観察を行った時点のみに関する監査証拠であることや観察されているという事実により影響を受けることに留意しなくてはならない。立会は、観察の一種であり、企業が実施するたな卸資産の実地たな卸状況を確かめる監査手続である。
質問	質問は、監査人が経営者、従業員又は外部の関係者に問い合わせて、説明又は回答を求める監査手続である。質問は、監査の全過程で利用されるが、質問に対する回答のみでは十分かつ適切な監査証拠となり得ないことが多いため、質問以外の監査手続の実施により補完される。質問には、書面による質問と口頭による質問とがある。なお、質問に対する回答を評価することが不可欠であることに留意する必要がある。
確認	確認は、質問の一種であり、勘定残高とその明細に関連する情報又は現在の契約条件等について、監査人が企業の取引先等の第三者に対して問い合わせを行い、その回答を直接入手し評価する監査手続である。例えば、監査人は、債務者に対して債権の直接確認を行う。 確認は、主に、勘定残高とその明細に関連する情報について頻繁に使用されるが、これら以外の項目にも使用される。例えば、監査人は、契約条件や企業が第三者と行った取引について確認を行う。この場合、契約が変更されたかどうか、変更されていれば、その内容について問い合わせる。また、確認は、一定の条件が付いていないこと、例えば、収益認識に影響する付帯契約が付いていないことに関する監査証拠の入手に利用される。
再計算	再計算は、記録や文書の計算の正確性を監査人自らが計算し確かめる監査手続である。再計算は、例えば、企業から電子ファイルを手入れし、その集計の正確性について CAAT⁷²によって照合する等、IT を利用することにより実施する。

⁷² コンピュータ利用監査技法（CAAT: Computer - Assisted Audit Techniques）とは、監査のツールとしてコンピュータを利用する監査技法である。

CAATの実施方法については、大きく次の2つの方法がある。

(1) 被監査会社の汎用コンピュータに監査人が作成した汎用監査プログラムをロードし、抽出、計算、比較、統計処理等を実施し出力する方法

監査手続	意味
再実施	再実施は、企業が内部統制の一環として実施している手続又は内部統制を監査人が自ら実施することによって確かめる監査手続である。再実施は、手作業又は CAAT により実施される。
分析的手続	分析的手続は、監査人が財務データ相互間又は財務データ以外のデータと財務データとの間に存在する関係を利用して推定値を算出し、推定値と財務情報を比較することによって財務情報を検討する監査手続である。推定値には、金額のほか、比率、傾向等が含まれる。また、重要な差異の調査は不可欠であることに留意する。

上記の 8 つの監査手続は、監査の過程で単独又は組み合わせにより実施される。

また、監査手続は、下記の図のように監査人が実施する目的によりリスク評価手続とリスク対応手続（運用評価手続又は実証手続）に分けられる。

図表 38 目的による監査手続の分類とその意味

目的による 監査手続の分類	意味
リスク評価手続	リスク評価手続とは、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価するために実施する、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する手続である。
リスク対応手続	リスク対応手続とは、運用評価手続と実証手続とを指す。 運用評価手続とは、監査人が必要と判断した場合に実施する、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を防止又は発見・是正する内部統制の運用状況を評価する手続である。 実証手続とは、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を看過しないために実施する実証手続である。実証手続には、取引、勘定残高、開示等に対する詳細テストと分析的実証手続がある。

また、上記の 8 つの監査手続と目的による監査手続との関連は以下のように整理できる。

(2) データダウンロード監査技法（DDL 監査技法）と呼ばれる被監査会社の電子記録化された監査対象データを電子記録のまま入手し、監査人の管理下にある PC 等を用いて、監査人が、入手したデータを利用し、必要な監査手続（合計調べ・抽出・分析等）を実施する方法

図表 39 目的による監査手続の分類と主に使用する監査手続

目的による監査手続の分類	主に使用する監査手続
リスク評価手続	記録や文書の閲覧、観察、質問、分析的手続
リスク対応手続	記録や文書の閲覧、有形資産の実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的手続

以降、質問、確認、分析的手続について、特に監査手続を実施する場合の留意点を説明していく。

◆ 質問

質問の特徴として、質問のみで十分かつ適切な監査証拠を入手できることは難しく、他の監査手続により得られた監査証拠を補完、修正等を行うことが必要である。

監査証拠（日本公認会計士協会） 第 31 項～34 項

監査人は、質問に対する回答から、新たな情報又は既に入手していた監査証拠を裏付ける情報を入手することがある。また、回答から、監査人が入手した他の情報とは著しく異なる情報、例えば、経営者が内部統制を無視する可能性に関する情報を入手することがある。質問に対する回答によっては、監査人は実施する手続を修正したり、監査手続を追加して実施することが必要となる。

監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するために、質問に追加して他の監査手続を実施する。通常、質問のみでは、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を発見するための十分かつ適切な監査証拠を入手できない。さらに、質問のみでは内部統制が有効に運用されているかどうかを確かめるには十分ではない。

質問を通じて入手した監査証拠を裏付けることは特に重要である。経営者の意思に関連した質問に関して、経営者の意思を裏付ける方法は限定されており、経営者の意思を実行に移した過去の実績、戦略等を選択した理由、その実行可能性などから判断する。

監査人は、質問に対する口頭の回答を確認するために経営者から書面を入手する。例えば、監査人は、通常、重要な事項について質問以外の監査手続では十分かつ適切な監査証拠が入手できないか、他の監査証拠の証明力が低い場合、経営者からの書面により確認する。

◆ 確認

<確認の対象>

確認を実施する場合の対象としては主に以下のような項目がある。

- ・預金及び金融機関（証券会社を含む。）との取引等に関するその他の情報
- ・受取手形、売掛金
- ・貸付金
- ・倉庫業者、運送業者、外注加工業者等に保管されている棚卸資産
- ・保護預け又は担保として他に保管されている有価証券
- ・借入金
- ・支払手形、買掛金
- ・偶発債務
- ・リース取引に係る債権・債務

また、会社と第三者との間の契約や取引条件等について確認を実施することもある。この場合、確認状において、当該契約の締結後に何らかの変更が行われたかどうか、変更が行われた場合にはその詳細について回答を求めることが必要となる。

<確認の種類>

確認には、積極的確認と消極的確認の二種類がある。積極的確認と消極的確認との2つの違いは以下のとおりである。

図表 40 積極的確認と消極的確認

確認の種類	意味
積極的確認	確認状に記載した金額や他の情報について確認先が同意するか、又は確認先が有している情報を記入するよう依頼する確認方法であり、必ず監査人に回答することを求めるものである。積極的確認により、通常、証明力の強い監査証拠の入手が可能となる。
消極的確認	確認状に記載した金額や他の情報に確認先が同意しない場合にのみ回答を求める確認方法である。

<回答が無い場合の対応>

積極的確認を実施したが、確認先に回答の再要請を行っても確認先から回答が得られない場合は、代替手続により十分な監査証拠を入手しなければならない。

監査基準委員会報告書第19号「確認」（日本公認会計士協会） 第22項、第23項

積極的確認に対する回答がない場合（回答未記入の場合を含む。）、原則として、確認状を再発送する等により、確認先に回答を要請する。監査人は、このような要請によっても回答がない場合、代替手続を実施しなければならない。代替手続は、確認により入手しようとした監査要点に適合する監査証拠を入手できるものでなければならない。

代替手続は、確認対象である財務諸表項目又は監査要点によって異なる。例えば、売掛金の実在性に関する監査証拠を入手するための代替手続として、売掛金回収状況を確認かめたり、出荷記録等との証憑突合を行う。また、買掛金の網羅性に関する監査証拠を入手するための代替手続には、納品書や請求書等との証憑突合がある。

なお、消極的確認を実施した場合であっても、監査人は、回答がないことをもって、確認先が確認状に記載した情報に同意したという監査証拠を入手したことにはならないことに留意する。このため、監査人は、消極的確認を補完する監査手続を実施するかどうかを検討する。

<確認書の発送及び回収>

確認書の確認先への発送から回収までは、監査人自らで行う必要がある。これは、確認を行った回答に被監査会社による改ざん等を行わせないためである。

確認（日本公認会計士協会） 第 21 項

監査人は、確認先の選定、確認状の作成、発送及び返信の回収について自らコントロールしなければならない。監査人は、確認状の宛先が適切であることを確かめ、確認状を自ら発送するとともに、返信が名宛人からの回答かどうかを検討する。

<回答に差異があった場合の取扱>

確認を実施した結果、その回答に差異があった場合であっても、その差異がすぐに虚偽記載と断定することは出来ない。監査人はその差異の原因を把握し、その差異が重要な虚偽の表示であるか否かの検討を行わなければならない。

確認（日本公認会計士協会） 第 25 項

監査人は、確認差異が虚偽の表示又はその兆候を示していることがあるため、差異調整等によって確認差異の原因を調査し、次の事項について検討する。

- (1) 確認の有効性
- (2) 確認差異の内容やその量的・質的な影響
- (3) 確認以外の監査手続によって入手した監査証拠との整合性

前項の検討の結果、確認差異が重要な虚偽の表示の兆候を示していると認められる場合、監査人は、それが実際に虚偽の表示であるか否かを確かめるために必要な監査手続を実施しなければならない。確認差異が虚偽の表示によるものと判断した場合、監査人は、当該虚偽の表示が財務諸表に重要な影響を与えているかどうかを評価しなければならない。

◆ 分析的手続

<分析的手続の目的>

分析的手続は、監査計画の立案、実証手続の実施、監査の最終段階という監査の全過程において実施されるが、その実施時期において、その目的が異なる。

監査基準委員会報告書第1号「分析的手続」（日本公認会計士協会） 第5項

分析的手続は、次の目的のために用いられる。

- (1) 監査計画の策定に際し、適用すべき監査手続、実施の時期及び範囲の決定に役立たせること
- (2) 実証手続の実施に当たり、勘定や取引に係る監査要点に適合する監査証拠を入手すること
- (3) 監査の最終段階で財務諸表を総括的に吟味すること

監査人は、監査計画の策定及び財務諸表の総括的吟味において、必ず分析的手続を実施しなければならない。また、実証手続としての分析的手続は、発見リスクの程度に基づいて、それ以外の実証手続よりも効果的又は効率的な場合に実施する。

監査人は、分析的手続を実施する目的に適合するよう、自らの判断に基づいて、その手法、実施対象、利用するデータ及び実施時期を決定する。

<分析的手続の手法>

分析的手続には、様々な手法があるが、代表的な手法4つを下記にまとめた。

図表 41 分析的手続の手法とその意味

手法	意味
趨勢分析	趨勢分析は、財務情報の変動分析であり、一般的に、財務情報の変動に係る矛盾又は異常な変動の有無を確かめるために効果的な手法である。趨勢分析は、財務データ間に存在する関係が合理的に推測できる場合に最も適合するが、事業内容の変化や会計方針の変更があると

	きには効果的でない場合がある。趨勢分析においては、単に前事業年度と比較するより、数事業年度にわたって比較する方が有効である。
比率分析	比率分析は、財務データ相互間又は財務データと財務データ以外のデータとの関係を用いる手法である。比率分析は、データ間に存在する関係が合理的に推測できるとともに安定している場合に最も適合する。また、貸借対照表項目と損益計算書項目との関係（例えば、売上債権の回転期間）による比率分析によって異常な増減を明らかにすることがあり、趨勢分析より効果的な場合がある。
合理性テスト	合理性テストは、監査人が算出した金額又は比率による推定値と財務情報を比較する手法である。合理性テストの適用例としては、平均借入金残高及び平均借入利率を用いた支払利息の妥当性の検討、減価償却資産の残高（増減を含む。）、平均耐用年数及び減価償却方法を用いた減価償却費の妥当性の検討がある。合理性テストの有効性は、財務諸表項目に影響する要因やデータ間に存在する関係に関する監査人の理解の程度により影響を受ける。
回帰分析	回帰分析は、統計的手法による合理性テストの一種であり、統計的なリスク比率と精度の水準を利用して求めた金額による推定値と財務情報を比較する手法である。統計的手法には幾つかのモデルがあるが、回帰分析の利点は、①推定値の算出が明確かつ客観的に可能となり、精度の高い推定値が算出できること、②推定値の算出に当たって、多くの関連する独立変数を含めることができること、③推定値の精度の水準が直接的に、かつ数値により明らかにされることである。

＜分析的手続で利用するデータ＞

分析的手続を実施する場合に用いるデータは、財務数値に限らず、様々なデータを利用する。利用するデータの例は下記がある。

分析的手続 （日本公認会計士協会） 第8項

分析的手続において利用するデータの情報源の例としては、次のものが挙げられる。

- (1) 企業の財務情報
- (2) 企業の財務情報と密接な関係にある財務情報以外の情報（例えば、従業員数、労働時間、販売数量等）
- (3) 業界又は同業他社の情報
- (4) 企業が作成する予算又は予測情報
- (5) 為替相場、平均株価、経済統計等の情報

＜監査計画段階で行われる分析的手続＞

監査人は監査計画段階において必ず分析的手続を実施しなければならない。監査計画段階で実施された分析的手続の結果は、その後のリスク対応手続（運用評価手続及び実証手続）の実施時期及び範囲を決定するのに用いる。

分析的手続 （日本公認会計士協会） 第 9 項、第 10 項

監査計画の段階における分析的手続の目的は、適用すべき統制評価手続及び実証手続、実施の時期及び範囲の立案に役立てるためである。このため、監査計画の段階で実施する分析的手続によって重点的に明確にすべき事項は、次のとおりである。

(1) 企業の事業内容等及び前回監査終了時以降に発生した取引又は事象に含まれる問題点

(2) リスクの高い項目又は領域

監査計画の段階における分析的手続は、一般的に財務諸表等の総括的に集約されたデータを用いて行う。多くの場合、財務データのみが用いられるが、財務データ以外のデータが用いられる場合もある。分析的手続の手法、実施対象、利用するデータ及び実施時期は、会社の規模、事業の複雑さの程度によって異なる。分析的手続の適用方法は、監査人がそれらの点を勘案して決定する。例えば、財務諸表項目の前新旧事業年度との比較のみを実施する場合もあれば、月次データを用いて趨勢分析、比率分析等を実施する場合もある。

監査人は、企業が属する産業など企業の事業内容等に関する理解に基づいて、監査計画の段階における分析的手続を実施し、必要に応じて質問等の追加的な手続を行うことにより、有効な監査計画を策定することができる。

＜実証手続として実施する分析的手続＞

実証手続として分析的手続を実施する場合は、発見リスクの程度により、分析的手続の利用方法を変更する必要がある。発見リスクの程度を高くしてもよいのであれば、分析的手続のみで十分な監査証拠を入手できる場合もあるが、発見リスクの程度を低くする必要がある場合は、分析的手続に加え、他の監査手続により実証手続を実施し十分な監査証拠を入手する必要がある。

分析的手続 （日本公認会計士協会） 第 11 項

監査人は、実証手続として分析的手続を適用する場合、監査実施の効果と効率を勘案して、分析的手続のみを実施するか、又は分析的手続をそれ以外の実証手続との組合せ

によって実施するかを選択する。なお、発見リスクの程度を高くしてもよい場合は、分析的手続のみを実施することができるが、発見リスクの程度を低く抑えることが必要な場合は、分析的手続以外の実証手続を十分に実施しなければならない。分析的手続の実施によって入手する監査証拠は、監査要点に対して監査人が必要とする証明力を有する場合もあれば、必要とする証明力を有さない場合もあることに留意しなければならない。

なお、実証手続として分析手続を実施する場合の留意点は以下のとおりである。

図表 42 実証手続として分析的手続を適用する場合の留意点

留意点	意味
監査要点との適合性	分析的手続は、それ以外の実証手続（実査、立会、確認、証憑突合、計算突合等）の実施によっては財務諸表項目に係る監査要点に適合する監査証拠が入手できない又は入手しにくい場合であっても、効果的かつ効率的な監査手続であることがある。例えば、給与の支払総額と在籍従業員数との比較によって、個々の給与支払に対する試査による監査手続では発見しにくい架空の従業員への支払や給与の計上漏れの可能性が明らかになることがある。
データ間に存在する関係の合理性及び推測可能性	監査人は、データ間に存在する関係の合理性を判断する際には、複数の虚偽の表示が相殺されていたり、隠蔽のための操作が行われていたりする可能性があることを考慮しなければならない。一般的には、会社の事業が複雑であり多角化されている場合には、虚偽の表示が相殺される可能性が高いことに留意する。 推定値を算出するためには、データ間に存在する関係を適切に推測できることが必要である。一般的には、経営環境が安定している場合、データ間に存在する関係を適切に推測できることが多い。例えば、借入金残高及び借入利率の変動が小さい場合には、変動が大きい場合に比較して借入金残高、借入利率及び支払利息の間に存在する関係を容易に推測できる。また、事業年度の取引合計である損益計算書項目の方が、一定時点の残高である貸借対照表項目よりも、データ間に存在する関係を適切に推測できることが多い。一方、修繕又は広告宣伝の実施等の経営判断により影響を受ける財務諸表項目は、データ間に存在する関係を推測することが困難なことが多い。

推定値の算出に利用するデータの入手の容易性及び信頼性	推定値の算出に利用するデータの入手が容易であり、推定値を算出できる場合は、分析的手続の実施が効率的であるが、データの入手が容易でない場合には、分析的手続の実施が効率的でないことが多い。 監査人は、推定値の算出に監査済み情報以外のデータを利用する場合、次の点を考慮して当該データの信頼性を評価しなければならない。 (1) データを入手するシステムに係る内部統制の有効性 (2) データの情報源の客観性及び独立性
推定値の精度	推定値の精度とは、監査人により算出された推定値が正確な金額又は比率にどの程度近似しているかということである。推定値の精度が高い場合、推定値は正確な金額又は比率に近似している。このため、推定値と財務諸表項目の金額又は比率とに差異がある場合、当該差異は虚偽の表示である可能性が高いことを示すことになる。反対に、精度が低い場合には、差異をもって虚偽の表示の可能性があるかどうかを判断することが困難になる。監査人は、発見リスクの程度及び重要性の基準値に基づいて、推定値の精度を決定しなければならない。発見リスクの程度を引き下げるほど、また、重要性の基準値が小さいほど、より精度が高い推定値が必要となる。分析的手続のみを実施する場合には、分析的手続をそれ以外の実証手続との組合せによって実施する場合に比較して、相当に精度が高い推定値を算出しなければならない。 分析的手続の実施対象を小さくし、それに対応した月次データ、セグメント別データ等の詳細なデータを利用して推定値を算出する場合には、推定値の精度が高まり、虚偽の表示を発見する可能性が高くなる。推定値の算出に利用するデータの詳細さは、会社の規模、事業の複雑さの程度によって異なる。一般的には、会社の事業が複雑であり多角化されている場合には、虚偽の表示が相殺される可能性が高いため、より詳細なデータを利用して精度の高い推定値を算出する必要がある。

<監査の最終段階における分析的手続>

監査の最終段階では、財務諸表の総括的吟味として分析的手続を実施しなければならない。

分析的手続 （日本公認会計士協会） 第 23 項～第 25 項

監査の最終段階における財務諸表の総括的吟味に用いられる分析的手続は、財務諸表

の適否に関する監査人の意見表明に合理的な基礎を与えるに足る十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかについての監査人の検討に利用する。

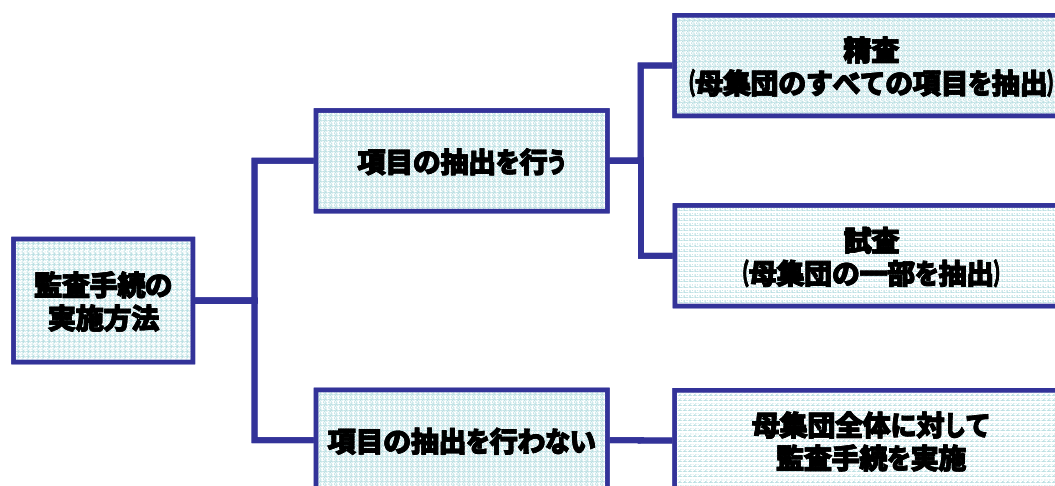
総括的吟味には、財務諸表の全般的な検討並びに監査計画又は監査実施過程において明らかにされていた異常な項目又は関係に対して入手した監査証拠の十分性かつ適切性及び予め明らかにされていなかった異常な項目又は関係の吟味も含まれる。

総括的吟味の結果、監査手続の追加が必要であると監査人が判断した場合は、監査手続を追加して実施する。

上述した監査手続の実施方法であるが、民間企業における会計監査では、監査手続を原則として試査により実施することとされている。

監査手続を実施する場合、①ある項目を抽出してその抽出したものに対して監査手続を実施する場合と②抽出をせずに全体に対して監査手続を実施する場合に分かれる。ある項目を抽出して、その抽出したものに対して監査手続を実施する場合であって、抽出する項目が母集団⁷³のすべてになる場合は精査、抽出する項目が母集団の一部になる場合が試査となる。

図表 43 監査手続の実施方法の分類



監査基準委員会報告書第9号「試査」 (日本公認会計士協会) 第2項一部抜粋

監査手続の実施に際して、監査人は、原則として試査によって十分かつ適切な監査証拠を入手する。十分かつ適切な監査証拠は、統制評価手続又は実証手続の実施過程において入手される。試査による場合には、監査人は、母集団からその一部の項目を抽出し

⁷³母集団とは、監査人が特定の監査手続の実施についての結論を得るためにサンプル又は特定項目を抽出しようとする項目全体をいう。

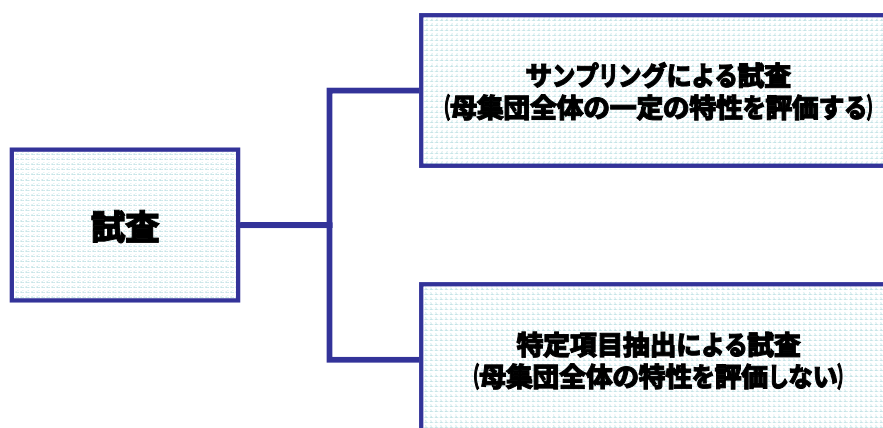
て監査手続を実施する。また、精査による場合には、母集団からそのすべての項目を抽出することになるが、抽出を伴うという点においては試査と同様である。

これに対して、抽出を伴わない十分かつ適切な監査証拠の入手方法もある。例えば、分析的手続、質問等の監査手続は、試査又は精査によって、その母集団から抽出した個々の項目に対して実施される場合もあるが、項目の抽出を行わずに母集団全体に対して実施されることもある。

<試査の種類>

試査は、抽出したサンプルにより母集団全体の特性を評価するか否かによりサンプリングによる試査と特定項目抽出による試査とに分類できる。

図表 44 試査の種類



試査（日本公認会計士協会） 第6項

試査とは、特定の監査手続の実施に際して、母集団からその一部の項目を抽出して、それに対して監査手続を実施することである。試査には、一部の項目に対して監査手続を実施した結果をもって母集団全体の一定の特性を評価する目的を持つ試査（サンプリングによる試査）と、母集団全体の特性を評価する目的を持たない試査（特定項目抽出による試査）とがある。

<試査の対象となる母集団の設定>

試査を実施する場合には、その対象となる母集団を特定する必要があるが、①監査要点との関連性及び②母集団の完全性に留意する必要がある。

母集団設定時の上記2点の留意事項に関する説明は以下のとおりである。

図表 45 母集団設定の留意事項の説明

留意事項	説明
監査要点との関連性	例えば、監査人の試査の目的が買掛金の過大計上の有無を確かめることである場合、会計帳簿から作成された買掛金勘定内訳明細表などが母集団とされる。しかし、買掛金の過小計上の有無を確かめることが目的である場合は、買掛金勘定内訳明細表を母集団とすることは適当ではなく、検収報告書、決算日後の支払、未払の請求書、仕入先の支払通知などを母集団とすべきである。
母集団の完全性	例えば、特定の支払証憑ファイルから支払に関する証憑を抜き出し、監査手続を実施して特定の期間の支払に関する結論を導くためには、母集団として選んだ支払証憑ファイルにその期間のすべての支払証憑が漏れなく綴じられていなければならない。また、事業年度全体にわたって内部統制が良好に運用されていることをサンプリングによる試査により確かめるためには、事業年度全体の支払証憑を母集団としなければならない。

＜サンプリングによる試査の定義＞

サンプリングによる試査とは、母集団からその一部の項目をサンプルとして抽出して、そのサンプルに対して実施した監査手続の結果から母集団全体の一定の特性を推定する試査である。サンプリングによる試査では、サンプルに対して行った監査手続の結果により母集団の一定の特性を評価するため、そのサンプルは母集団を代表すると期待できる方法によって抽出する必要がある。

試査（日本公認会計士協会） 第 11 項

サンプリングによる試査においては、監査人は、母集団からその一部の項目をサンプルとして抽出し、それに対して実施した監査手続の結果から母集団全体の一定の特性を推定することにより当該母集団に関する結論を形成する。例えば、ある勘定残高の監査において、サンプルに対する監査手続の実施結果から発見された誤謬金額は、一定の条件の下に母集団全体の誤謬金額の推定のために利用されなければならない。

＜サンプリングによる試査の種類＞

サンプリングによる試査には、統計的サンプリングと非統計的サンプリングがある。

統計的サンプリングと非統計的サンプリングのいずれの手法を用いるかは、監査人が個々の状況により、十分かつ適切な監査証拠を最も効果的かつ効率的に入手することができるかどうかにより判断する。

試査（日本公認会計士協会） 平成9年2月17日 第27項

サンプリングによる試査には、統計的サンプリングと非統計的サンプリングがある。統計的サンプリングは、次の(1)と(2)のすべての要件を満たすサンプリング手法である。

- (1) サンプルの抽出に無作為抽出法を用いる。
- (2) サンプルの監査結果に基づく母集団に関する結論（サンプリングリスクの程度の測定を含む。）を出すに当たって確率論の考え方を用いる。

上記の要件を一つでも満たさないサンプリング手法は、非統計的サンプリングに分類される。したがって、統計的サンプリングの手法を部分的に採用する場合には、統計的サンプリングには該当せず、非統計的サンプリングとなる。

なお、統計的サンプリングにおいては、サンプル数の決定の段階から確率論を利用することにより一般的にサンプリングの信頼度は向上する。

<サンプリング計画>

監査人は、サンプリング計画の策定に当たって、特定の監査要点及びそれに適合する効果的かつ効率的な監査手続の組合せを検討する。

例えば、減価償却費の計算の正確性を確かめるために、サンプリングによる試査に基づく監査手続を実施する場合の留意点は以下のとおりである。

試査（日本公認会計士協会） 第29項

例えば、減価償却費の計算の正確性を確かめるために、監査人は、サンプリングによる試査に基づく監査手続（サンプルとして抽出した固定資産項目のそれぞれの減価償却費を再計算する。）を実施することがある。また、これと組み合わせて分析的手続（固定資産全体の帳簿価額と平均償却率を使用して減価償却費のオーバーオールテストをする。）を実施することもある。その際、監査人は、(1)サンプリングによる試査に基づく監査手続を主たる監査手続として実施し、分析的手続は実施しないか又はこれを補充的に実施する場合と、(2)分析的手続を主たる監査手続として実施し、サンプリングによる試査に基づく監査手続は実施しないか又はこれを補充的に実施する場合とがある。

監査人は、期中の固定資産の増減の状況、個々の資産項目の減価償却率と平均償却率の乖離の程度、予想される誤謬の発生頻度及び誤謬が特定の項目に偏って発生する可能性などを勘案して、上記の(1)と(2)のうち、いずれがより監査要点に適合した有効な方

法であるかを判断する。また、減価償却費計算の正確性を確かめるために、監査人がサンプリングによる試査によって実施する監査手続に依拠する度合いは、(1)の場合の方が(2)の場合よりも大きくなり、監査人が許容できるサンプリングリスク⁷⁴は、(1)の場合のサンプリングによる試査の方が(2)の場合のサンプリングによる試査よりも低く、監査人が必要とするサンプル数もそれだけ多くなる。上記の例において、(1)と(2)のいずれによっても監査要点に適合するとすれば、監査人は、主として監査の効率性の観点からサンプリングによる試査に依拠する程度と、そのときに必要となるサンプル数を決定すると考えられる

＜サンプル数の決定＞

サンプリングによる試査により監査手続を実施する場合、母集団から抽出するサンプル数を決定する必要があるが、そのサンプル数の決定に当たっては、サンプリングリスクを許容できる水準まで軽減する必要がある。

サンプル数を決定するに際して、監査人は、サンプリングリスクを許容できる水準まで軽減できるかどうかを考慮しなければならない。サンプル数は、監査人が許容できるサンプリングリスクの程度に影響を受ける。監査人が許容できるリスクの程度が低ければ低いほどより多くのサンプル数が必要になってくる。

サンプル数は統計的手法を適用することによって、又は状況に応じて職業的専門家としての適切な判断を行うことによって決定される。

統制評価手続及び実証性手続において、サンプル数に影響を与える諸要因は以下のとおりである。

⁷⁴サンプリングリスクは、サンプルの抽出行為に起因するリスクであり、抽出したサンプルが母集団の特性を正確に反映しないために、監査人が母集団について誤った結論を形成するリスクである。サンプリングによる試査によって監査手続を実施する場合には、監査人は、母集団を構成する一部の項目に対して監査手続を実施し、その結果に基づいて母集団についての結論を形成する。このようにサンプリングによる試査によって得られた結論は、監査人が母集団を構成するすべての項目に対して監査手続を実施した場合に得られる結論とは異なる可能性がある。この可能性からサンプリングリスクが生じる。

図表 46 サンプル数に影響を与える諸要因－統制評価手続の場合－

要因	サンプル数に与える影響
監査人が内部統制に依拠しようとする程度が高い	増加する 監査人は内部統制から相対的に高い保証を得ようとするれば、監査人の統制リスクの程度は相対的に低く、サンプル数は相対的に多くする必要がある。例えば、統制リスクの暫定的評価の程度が低いということは、監査人がその内部統制にかなりの程度依拠する計画であることを示している。その場合、監査人はその評価を裏付けるために、統制リスクの程度をより高く評価した場合に比べて多くの監査証拠を入手する必要がある。
監査人が受け入れることのできる内部統制からの逸脱率（許容誤謬率）が高い	減少する 監査人が受け入れることのできる所定の内部統制からの逸脱の割合が高いほど、サンプル数を少なくすることができる。
監査人が母集団の中に存在すると予想する所定の内部統制からの逸脱率（予想誤謬率）が高い	増加する 監査人が予想する内部統制からの逸脱率が高いほど、実際の逸脱率を合理的に推定するために必要なサンプル数は多くなる。監査人が予想逸脱率を検討する際に考慮すべき要因には、業務に関する監査人の理解（特に、内部統制の理解）、担当者等の異動や内部統制の変更、過年度に実施した監査手続の結果及び他の監査手続の結果が含まれる。 高い逸脱率が予想される場合は、統制リスクの程度を低く評価することはできないか、又は軽減できる程度が限られているため、統制評価手続は、通常、行われない。
監査人が必要とするサンプリングの信頼度（又は、統制リスクの程度を実際の程度より低いと結論付けるリスク）が高い	増加する サンプルに対する統制評価手続の実施結果が実際に母集団に含まれている誤謬の割合を正確に表示していることについてより高い信頼度を監査人が必要とするならば、より多くのサンプル数が必要となる。
母集団を構成する項目が多い	極めて影響が小さい 大きな母集団では、母集団を構成する項目数がサンプル数に与える影響は無視できる。しかし、小さな母集団では、サンプリングによる試査は、通常、十分かつ適切な監査証拠を入手するための他の方法に比べて効率的な方法ではない。

図表 47 サンプル数に影響を与える諸要因－実証手続の場合－

要因	サンプル数に与える影響
固有リスクの程度が高い	増加する 固有リスクの程度が高くなるほど、監査人はより多くのサンプル数を必要とする。固有リスクの程度が高い場合、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために発見リスクの程度を低くすることが必要となるため、発見リスクが低いほど、より多くのサンプル数を必要とする。
監査人が評価した統制リスクの程度が高い	増加する 統制リスクの程度に対する監査人の評価が高くなるほど、必要とされるサンプル数は多くなる。例えば、統制リスクの程度が高いと評価した場合、監査人はその監査要点に関連する内部統制にはほとんど依拠することができない。したがって、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるためには、監査人は発見リスクの程度を低くする必要がある、実証手続に依拠する度合いを高めることになる。実証手続に依拠する度合いが高くなれば（すなわち、発見リスクの程度がより低くなれば）、より多くのサンプル数が必要となる。
同一の監査要点に対してより多くの他の実証手続が実施される	減少する 監査人が特定の財務諸表項目に関する発見リスクの程度を許容できる水準に引き下げるために他の実証手続に依拠する度合いを高めるならば、監査人はサンプリングによる試査に要求する保証の程度を低くする。したがって、より少ないサンプル数でよいことになる。
監査人が必要とする信頼度が高い（又は、監査人が誤って受け入れるリスクの許容水準が低い）	増加する サンプルに対する実証手続の実施結果が実際に母集団に含まれている誤謬金額を正確に表示していることについてより高い信頼度を監査人が必要とすれば、より多くのサンプル数が必要となる。
監査人が受け入れることのできる誤謬総額（許容誤謬額）が大きい	減少する 監査人が受け入れることのできる誤謬総額が大きいほど、より少ないサンプル数でよいことになる。

監査人が母集団の中に存在すると予想する誤謬金額（予想誤謬額）が大きい	増加する 監査人が母集団の中に存在すると予想する誤謬金額が大きいほど、母集団の中に実際に存在する誤謬金額を合理的に見積もるためにサンプル数は多くする必要がある。監査人が予想誤謬額を検討する際に考慮すべき要因には、金額の決定に主観的判断が介入している程度、統制評価手続の結果、過年度に実施した監査手続の結果、その他の実証手続の結果が含まれる。
母集団の階層化（適切な場合）	減少する 母集団に含まれる各項目の金額に相当の幅がある場合に、母集団を金額の近似した項目ごとに階層化することが適当であることがある。階層化が適切になされた場合には、各階層からのサンプル数の合計は、一般に同程度のサンプリングリスクを達成するように母集団全体から一つのサンプルを抽出した場合のサンプル数よりも少なくなる。
母集団を構成する項目が多い	極めて影響が小さい 大きな母集団では、母集団を構成する項目数がサンプル数に与える影響は無視できる。しかし、小さな母集団では、サンプリングによる試査は、通常、十分かつ適切な監査証拠を入手するための他の方法に比べて効率的な方法ではない。

＜サンプルの抽出方法＞

サンプリングによる試査では、母集団の中のすべての項目がサンプルとして抽出される可能性があるようにサンプルを抽出する必要がある。

主なサンプル抽出方法及び当該サンプル抽出法を使用する場合の留意点は以下のとおりである。

図表 48 サンプル抽出方法、抽出方法の説明及び使用する際の留意点

サンプル抽出方法	説明及び使用する際の留意点
コンピュータによる乱数ジェネレーター又は乱数表の利用	コンピュータによる乱数ジェネレーター又は乱数表を利用して抽出するサンプルを決定する方法

系統的抽出法	この方法においては、母集団を構成する項目数をサンプル数で割ることによってサンプル間隔が求められる。例えば、サンプル間隔が 50 であるとする、初めの 50 項目の中から最初のサンプルが決定され、その後は 50 番目ごとの項目がサンプルに抽出される。最初のサンプルは任意抽出により決定してもよいが、コンピュータによる乱数ジェネレーター又は乱数表を利用して決定することによって、サンプルの抽出が無作為である可能性がより高くなる。系統的抽出法を使用する場合、監査人は、サンプル間隔がその母集団に特有のパターンに符合するような抽出方法にならないように最初のサンプル又はサンプル間隔を決定する必要がある。
金額単位抽出法	実証手続の実施に当たっては、財務諸表項目残高を構成する一定金額をサンプリング単位として設定することが効率的なことがある。この場合、母集団を構成する項目の中から項目の累計金額が一定金額以上になった場合に、その該当する項目がサンプルとして抽出される。この方法によってサンプリング単位を特定すると、より金額的重要性の高い項目が抽出される可能性が高くなり、サンプル数はその分少なくなりやすい。この方法は、系統的抽出法に属しており、コンピュータ・データベースからのサンプルの抽出に適している。
任意抽出法	この方法においては、監査人は、ある定まった手法に従わずにサンプルを抽出する。ただし、意識的な偏向や予測（例えば、探すのが難しい項目を避けたり、常にページの最初若しくは最後の項目を選んだり又は選ばないようにすること）を避けて、母集団内のすべての項目が抽出される可能性があるようにする必要がある。任意抽出法は、統計的サンプリングを使う場合には適当な方法ではない。
ブロック抽出法	ブロック抽出法は、母集団内の連続した項目を一つ以上のブロックとして抽出する方法である。この方法は、一般にサンプリングによる試査において使用することはできない。なぜなら、あるブロック内の項目は互いに類似した特性を持つが、それは母集団内のほかの項目の持つ特性とは違っているということが、多くの母集団について予想されるからである。状況によっては、ブロックとして抽出された項目に監査手続を実施することが適当である場合もあるが、監査人が十分な裏付けのもとにサンプル結果から母集団全体に対する推定を行うためには、一般に適当な抽出方法とはなり得ない。

<特定項目抽出による試査>

以下のような場合特定項目抽出による試査が有効である。

試査（日本公認会計士協会） 第 18 項より一部抜粋

（１）母集団に含まれる潜在的誤謬の多くが一定の特性を持つ項目（例えば、異常で特に誤謬が発生しやすい項目又は誤謬の発生の経験のある項目）に存在する可能性が高い。

（２）母集団に含まれる少数の項目が母集団全体の金額の大部分を占めている。

（３）非抽出項目について他の監査手続の実施が計画されている。

（４）その他特定項目の抽出によってより効率的に試査を実施できる状況にある。

上記のうち、特に（１）と（２）に関し監査人が十分に把握していない場合には、通常、サンプリングによる試査を適用することが適当である。

特定項目抽出による試査においても、サンプリングによる試査においても母集団全体に対して結論を形成するのは同じである。しかし、特定項目抽出による試査では、抽出した特定項目に対して実施した監査手続の結果から母集団全体にわたる一定の特性を推定することは予定されていない。このため、抽出されない項目に重要性がある場合には、それらの項目に重要な誤謬が含まれている可能性が無視できるほど低いと考えられる場合を除いて、分析的手続等の他の監査手続を実施し、その結果と特定項目抽出による試査の結果を総合的に勘案して母集団全体についての結論を形成する必要がある。

＜特定項目抽出による試査における特定項目の抽出方法＞

特定項目抽出による試査における特定項目の抽出方法は、サンプリングによる試査とは異なり無作為な抽出ではなく、監査人の判断により抽出することになる。

試査（日本公認会計士協会） 第 17 項

特定項目抽出による試査において、監査人は、母集団に含まれる特定項目を識別して抽出する。この抽出方法は、サンプリングによる試査にみられるような無作為な抽出方法とは異なり、潜在的に誤謬を含む可能性が高い項目などを判断して抽出するものである。実証手続の実施に際して、監査人は、その監査計画策定時における企業の事業内容及び企業内外の経営環境の理解、固有リスクの程度の評価、内部統制の理解、統制リスクの程度、又は既に実施された実証手続の結果などを通して、発生しやすい誤謬の性質や誤謬が生じる可能性の高い項目などについて理解し、これに基づいて特定項目を抽出する。また、統制評価手続の実施に際しては、企業の事業内容及び企業内外の経営環境の理解、固有リスクの程度の評価や統制リスクの程度の暫定的評価などを通して得られた理解に基づいて特定項目を抽出する。誤謬の所在や発生の可能性などについて、監査

人は自らの知識を駆使して合理的な予想を行わなければならない。例えば、売掛金の確認先の選定において、監査人は、一定金額以上の顧客を確認先として抽出することがある。その場合、その一定金額を財務諸表全体の重要性の基準値や売掛金について監査人が受け入れることのできる誤謬総額のみとの関連において決定するのは適当でなく、一定金額を下回る小口残高の中に含まれる誤謬を累積しても、重要な虚偽の表示とならないという合理的な予想がなければならない。

<抽出したサンプルに対する監査手続の実施>

監査人は、抽出したサンプルに対して監査要点に適合した監査手続を実施しなければならない。しかし、例えば、抽出したサンプルがサンプルとして適当でなかった場合やサンプルに関連する証拠書類が紛失している場合の対応は以下のようにする必要がある。

- ・サンプルとして適当でないものがあった場合

試査（日本公認会計士協会） 第 42 項一部抜粋

監査人は、抽出したサンプルの中に計画された監査手続を実施するためのサンプルとして適当でないものがあれば、通常、代替りのサンプルを抽出して監査手続を実施する。例えば、売上に関する統制評価手続において、連番が付された出荷伝票からサンプルを抽出する際、サンプルとして指定された伝票が書き損じのため有効な出荷伝票として使われなかったような場合である。

- ・サンプルに関連する証拠書類が紛失していた場合

試査（日本公認会計士協会） 第 43 項

抽出したサンプルに関連する証拠書類が紛失している場合など、抽出したサンプルに対して予定した監査手続を実施できないことがある。そのサンプルに対して適切な代替手続が実施できない場合には、監査人は、通常、そのサンプルに誤謬があるとみなす。適切な代替手続の一例としては、積極的確認に対して回答が得られない場合に、その後の入金状況を検証することが挙げられる。

<サンプルに対して監査手続を実施した結果の評価>

サンプルに対して監査手続を実施した結果から推定誤謬額と例外的誤謬額の合計が許容できる誤謬額を下回っているかどうかを判断しなければならない。

その結果、推定誤謬額＋例外的誤謬額 $\leq$ 許容誤謬額となった場合は、予備的に評価した母集団に関する特性が確かめられたことになる。

試査（日本公認会計士協会） 第 51 項

監査人は、予備的に評価した母集団に関する特性が確かめられたか、又は予備的評価の修正を要するか、を決定するためにサンプルに対して監査手続を実施した結果を評価する。監査人は、推定誤謬額⁷⁵と例外的誤謬額⁷⁶の合計が許容誤謬額⁷⁷を下回っていると判断するならば（実証手続の場合）、又は推定誤謬率が許容誤謬率⁷⁸を下回っていると判断するならば（統制評価手続の場合）、予備的に評価した母集団に関する特性が確かめられたと考える。サンプルに対して監査手続を実施した結果から母集団について結論を形成するに際しては、監査人は、その母集団に対して実施した他の監査手続の結果やサンプルに含まれる誤謬についての質的側面などを考慮に入れる必要がある。

しかし、推定誤謬額＋例外的誤謬額 $\geq$ 許容誤謬額となった場合であって母集団が有する特性についての予備的評価を修正する必要があると判断した場合は、以下のような対応を行う必要がある。

試査（日本公認会計士協会） 第 54 項

監査人は、サンプルに対して監査手続を実施した結果を評価して、母集団が有する特性についての予備的評価を修正する必要があると判断したならば、次のような対応をしなければならない。

- (1) 経営者に対して、発見された誤謬や更に誤謬が存在する可能性について調査を依頼し、発見された誤謬については修正を要請する。
- (2) 計画されていた監査手続を修正する。例えば、統制評価手続において、監査人は、サンプル数を多くするか、代替的に他の統制活動に対して他の統制評価手続を実施するか、又は関連する実証手続を修正する。
- (3) 監査報告書への影響を検討する。

⁷⁵推定誤謬額とは、サンプル中に発見した誤謬金額から母集団全体の誤謬総額を推定した額をいう。

⁷⁶例外的誤謬額とは、特別の事態により単発的に発生したため、母集団における他の誤謬を代表しない誤謬額をいう。

⁷⁷許容誤謬額とは、監査人が受け入れることのできる誤謬総額を意味する。

⁷⁸許容誤謬率とは、監査人が受け入れることのできる内部統制からの逸脱率をいう。

(2) 保証型財務検査で実施する検査手続（案）

省庁別財務書類に対する保証型財務検査においても、省庁別財務書類の会計基準への準拠性の検査を行うのであれば、基本的に民間企業における会計監査の監査手続と異なるものではないと考える。従って、民間企業における会計監査の監査手続の①記録や文書の閲覧、②有形資産の実査、③観察、④質問、⑤確認、⑥再計算、⑦再実施、⑧分析的手続等の8つの手続は、保証型財務検査の検査手続として基本的にそのまま適用できると考える。

なお、現在、会計検査院では、検査手続を書面検査（提出される書類に対する検査）と実地検査（実際に現場に出向いて行う検査）に分けている。この観点から上記の8つの監査手続を分類すると以下のように整理される。

図表 49 会計検査院の検査手続の分類と対応する監査手続

会計検査院の検査手続の分類	対応する監査手続
書面検査	①記録や文書の閲覧、⑤確認、⑥再計算、⑦再実施、⑧分析的手続
実地検査	①記録や文書の閲覧、②有形資産の実査、③観察、④質問、⑤確認、⑥再計算、⑦再実施、⑧分析的手続

会計検査院は、保証型財務検査の対象となる各省庁に対して、対象となるすべての省庁及び政府関係機関の情報を有することについて民間企業の監査人と状況が異なるため、一部の監査手続の実施が容易になると予測される。

例えば、通常民間企業の監査人は、債権債務、銀行口座残高等は取引の相手先に対して直接確認を実施する。しかし、会計検査院の場合、日本銀行の入出金の記録により、各省庁の入出金の記録を検証できることや省庁間及び省庁と政府関係機関の債権債務について確認を実施しなくとも債権債務の状況の情報を有していれば、それに基づき検証できる。

また、省庁別財務書類の保証型財務検査に当たって、分析的手続を実施する場合に、各省庁で作成された分析的手続の結果を比較することにより、より有効な分析が実行可能になると予測される。

保証型財務検査の目的を、省庁別財務書類全体が省庁別財務書類の作成に関する法令及び省庁別財務書類の作成の基準に従っているかどうかの保証を意見表明することとして明示するのであれば、保証型財務検査はすべての虚偽の表示を発見する目的ではないため、民間企業の監査の基準である試査についても、そのまま適用できるといえる。

2. 保証型財務検査マニュアルの方向性

民間企業における会計監査で規定されている監査基準委員会報告書のうち、省庁別財務書類に対する保証型財務検査においても最低限必要と考える事項は以下のとおりである。

図表 50 監査基準委員会報告書で保証型財務検査においても必要と考える事項

項 目	種別及び番号（注）
監査の基本事項	
監査業務における品質管理	基 32 号
財務諸表の監査における不正への対応	基 35 号
監査調書	基 16 号
監査計画とリスク評価	
監査計画	基 27 号
監査リスク	基 28 号
監査リスクと監査上の重要性	基 5 号
企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示リスクの評価	基 29 号
評価したリスクに対応する監査人の手続	基 30 号
監査の実施	
監査証拠	基 31 号
試査	基 9 号
分析的手続	基 1 号
会計上の見積りの監査	基 13 号
確認	基 19 号
監査報告	
監査報告	基 24 号

（注） ： 各委員会報告等の種別及び番号は、次の略号で示している。

◆ 日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書第○号 — 基○号

以下、各監査基準委員会報告書の記載内容、及び保証型財務検査で利用する際に必要な修正点等を説明していく。なお、監査の実施の「監査証拠」、「試査」、「分析的手続」、「確認」については、「1. 保証型財務検査を実施する場合の具体的な検査手続」で前述しているため、以下の説明では省略した。

(1) 監査の基本的事項

① 監査業務における品質管理

(イ) 監査基準委員会報告の内容

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会）では、以下の項目を定めている。

- 品質管理のシステムへの準拠に関する監査責任者の責任
- 職業倫理及び独立性
- 監査契約の新規の締結及び更新
- 監査実施者の選任
- 監査業務の実施
- 品質管理のシステムの監視に対する監査責任者の対応
- 監査事務所間の引継
- 共同監査
- 中間監査への準用

この中で、保証型財務検査を検討する場合も特に重要と考えられる、品質管理のシステムへの準拠に関する監査責任者の責任、監査業務の実施及び品質管理のシステムの監視に対する監査責任者の対応について説明する。

<品質管理のシステムへの準拠に関する監査責任者の責任>

監査責任者は、監査の質を確保するため、監査事務所が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任があり、そのため、監査のすべての補助者に対して品質管理のシステムを遵守することを伝達しなければならない。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会） 第6項、第7項

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、監査事務所が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負わなければならない。

監査責任者は、監査業務のあらゆる局面において、すべての補助者に対して、監査業務の質を重視する姿勢及び行動を示す。これは監査責任者の行動や補助者へのメッセージなどを通して、次のような事項が強調され、伝達される。

- (1) 職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行するために監査事務所が定める品質管理のシステムを遵守すること
- (2) 監査業務の実施において監査業務の質を確保すること

＜監査業務の実施＞

監査責任者は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施すること、並びに適切な監査報告書を発行することに対する責任を負う。

そのため、監査責任者は、監査業務の実施に関する方針及び手続を遵守し、補助者に対し適切な指示及び監督を行い、査閲により監査調書が適切に作成されていることを確かめなければならない。

監査責任者の補助者に対する伝達事項は以下のとおりである。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会） 第 22 項一部抜粋

監査責任者は、補助者に対して次の事項を伝えることにより、監査業務の実施について指示する。

- ・ それぞれの監査実施者の責任
- ・ 関与先の事業の特質
- ・ 監査リスクに関連する事項
- ・ 潜在的な問題点
- ・ 監査業務の実施に当たっての詳細なアプローチ

監査実施段階における監査責任者が行う監督は例えば、次のような事項である。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会） 第 24 項一部抜粋

- ・ 監査業務の進捗状況を把握すること
- ・ 個々の補助者の適性、能力及び経験、個々の補助者がそれぞれの作業を実施するのに十分な時間が確保されているかどうか、補助者は各自に与えられた指示を理解しているかどうか、並びに作業が監査計画に従って実施されているかどうかについて検討すること
- ・ 監査業務の実施中に発生した重要な事項を取り上げ、当該事項の重要性の程度を検討し、監査計画を適切に修正すること
- ・ 監査業務の実施中に判明した専門的な見解の問合せが必要な事項又はより経験のある監査実施者による検討を要する事項を特定すること

監査責任者は、指示、監督及び査閲により、監査調書が適切に作成されていることを確かめなければならない。

そして、より経験のある監査実施者は、経験の浅い補助者が作成する監査調書を査閲する責任を負う。監査調書の査閲を行う場合には、例えば、次の事項を考慮する。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会） 第 25 項一部抜粋

- (1) 職業的専門家としての基準及び法令等に従って作業を行っているかどうか。
- (2) より経験のある監査実施者による検討を要する事項が取り上げられているかどうか。
- (3) 専門的な見解の問合せを適切に実施しており、その結論を文書化し、かつ対処しているかどうか。
- (4) 監査手続の種類、実施時期及び範囲を変更する必要があるかどうか。
- (5) 到達した結論は、実施した作業によって裏付けられているか、またそれが適切に文書化されているかどうか。
- (6) 入手した監査証拠は、十分かつ適切であるかどうか。
- (7) 監査手続の目的は達成されているかどうか。

また、監査責任者は、監査の実施中、適切な段階で監査調書を査閲する必要がある。この査閲は、監査上の判断を要する重要な領域、特に、監査の実施中に識別した専門的な見解の問合せが必要な事項に関連する領域、特別な検討を必要とするリスク及び監査責任者が重要と認識するその他の領域を対象とする。

専門的な見解の問合せが必要な事項に関しては以下の事項に留意して行わなければならない。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会） 第 30 項一部抜粋

- (1) 監査実施者が、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、監査事務所内外の適切な者に対して専門的な見解の問合せを実施する場合に、監査事務所の定める専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を遵守させる。
- (2) 監査実施者が、監査業務の実施中に監査実施者間又は監査実施者と監査事務所内外の適切な者との間で、専門的な見解の問合せを適切に実施したことを確かめる。
- (3) 専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解が文書化され、助言者の意見と一致しているかどうかを確かめる。
- (4) 得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分に検討され対処されていることを確かめる。

監査業務については、その監査意見の公表前に審査を実施しなければならない。監査業務に関する審査において、審査の担当者は次の事項を客観的に評価しなければならない。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会） 第 37 項一部抜粋

- ・ 監査計画の策定が適切であること
- ・ 監査実施者が行った重要な判断や処理が適切であること
- ・ 監査意見の形成が適切であること

また、監査業務の審査では、次の事項の検討を実施しなければならない。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会） 第 39 項一部抜粋

- ・ 監査実施者が実施した独立性の評価
- ・ 監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容（監査期間中に行われた重要な修正を含む。）
- ・ 監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスク及び当該リスクに対する対応
- ・ 監査上の判断、特に監査上の重要性及び特別な検討を必要とするリスクに関して行った判断
- ・ 監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処
- ・ 判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項などに関して、専門的な見解の問合せが適切に実施されたかどうか、並びに得られた見解及びその対処
- ・ 監査の実施中に識別した訂正された又は未訂正の虚偽の表示に関する重要性の判断及びその対処
- ・ 経営者及び監査役等（規制当局などの第三者も含む。）に伝達された事項
- ・ 監査業務に係る審査のために選定した監査調書は、重要な判断に関して実施した監査手続を反映しており、監査意見の形成を裏付けるものであること
- ・ 発行する監査報告書が適切であること

＜品質管理のシステムの監視に対する監査責任者の対応＞

監査責任者は、監査事務所の内部又はネットワークから伝達された、品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証の結果に関する情報をもとに、次の事項を確かめなければならない。

監査業務における品質管理（日本公認会計士協会）平成 18 年 3 月 31 日 第 40 項一部抜粋

- (1) 当該情報で指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと

(2) 監査業務に関連して、監査事務所がその状況を改善するための是正措置が的確に講じられていること

(ロ) 保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対する保証型財務検査の検査意見の質を一定水準以上に保つためには、会計検査院において品質管理の基準を定め、検査実施者はその品質管理の基準に従って、保証型財務検査を行うことが求められる。

従って、省庁別財務書類に対する保証型財務検査についてもその検査業務に関する品質管理に関する以下の事項を定める必要があると考える。

- 品質管理のシステムへの準拠に関する検査実施者の責任
- 検査業務の実施
- 品質管理のシステムの監視に対する検査責任者の対応

上記の事項は基本的に上記で説明した監査委員会報告の内容が適用できると考える。

② 財務諸表の監査における不正への対応

(イ) 監査基準委員会報告の内容

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 不正に関する監査の固有の限界
- 不正による重要な虚偽の表示を発見する監査人の責任
- 職業的懐疑心
- 監査チーム内の討議
- リスク評価手続
- 不正による重要な虚偽表示のリスクの識別と評価
- 不正による重要な虚偽表示のリスクへの対応
- 監査証拠の評価

上記の項目は、保証型財務検査を検討する際に参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

<不正に関する監査の固有の限界>

不正による虚偽の表示は、誤謬による虚偽の表示よりも発見しにくい。それが共謀によるものや、経営者の指示によるものである場合、より発見が困難になる。

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会） 第18項～第20項

不正は、文書を偽造すること、取引を故意に記録しないこと、又は意図的な不実表示を行うことのように、不正を隠蔽するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームを伴うことがあるので、監査人にとって不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽の表示を発見できないリスクよりも高くなる。そのような隠蔽が共謀を伴っている場合には、さらに発見することが困難になる。また、共謀は、監査証拠が実際には虚偽であるのに、説得力があると監査人が考えてしまう要因となる場合がある。

監査人が不正を発見できるかどうかは、不正の巧妙さや改ざんの頻度と程度、改ざんされた個々の金額の重要性、共謀の程度、関与した者の組織上の地位などに依存している。会計上の見積りのような経営者の判断を要する領域において虚偽の表示を発見した場合、監査人が不正の可能性を識別できたとしても、それが不正によるものか誤謬によるものかを判断することは困難である。

経営者は、直接的又は間接的に会計記録を改ざんし、不正な財務諸表を作成することができる立場にある場合が多いので、経営者不正による重要な虚偽の表示を発見できない監査人のリスクは、従業員不正による場合のリスクよりも高い。一定の地位にある経営者は、例えば、取引を不正に記録又は隠蔽することを部下に指示することによって、他の従業員による不正を防止するためにデザインされた統制手続を無視することができる。また、経営者は、その立場と権限を利用して、従業員に不正の実行や協力を指示することができる。

不正による重要な虚偽の表示が事後的に発見された場合でも、そのこと自体が、監査が適切に実施されなかったことを示すものではない。なぜならば、監査手続は、経営者、取締役等、監査役等、従業員若しくは第三者の間での共謀による隠蔽、又は偽造文書が関係する意図的な虚偽の表示の発見に対して有効でないことがあり得るからである。監査が適切に実施されたかどうかは、その状況において実施された監査手続、その結果得られた監査証拠の十分性と適切性、及びその監査証拠の評価に基づいた監査報告書の妥当性によって判断される。

<不正による重要な虚偽の表示を発見する監査人の責任>

監査人は不正による重要な虚偽の表示をすべて発見したことを保証するわけではない。監査における判断、試査、内部統制の固有の限界等の要因、また、監査人に入手可能な監査証拠の多くは絶対的というより相当程度の心証を得るものであるため、不正による（又は誤謬による）すべての重要な虚偽の表示が発見できたという絶対的な保証をするわけではない。

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会） 第 21 項

監査人は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得る。監査における判断、試査、内部統制の固有の限界等の要因、また、監査人に入手可能な監査証拠の多くは絶対的というより相当程度の心証を得るものであるため、監査人は重要な虚偽の表示を発見することについて絶対的な保証を得ることはできない。

<職業的懐疑心>

監査人は監査の過程において、常に職業的懐疑心をもち不正による重要な虚偽表示のリスクを検討する必要がある。

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会） 第 23 項

監査人は、職業的懐疑心を保持し、財務諸表に重要な虚偽の表示を生じさせる状況が存在する可能性があることを認識して、監査計画を策定し監査を実施する。不正のもつ特性から、不正による重要な虚偽表示のリスクを検討する場合には、監査人の職業的懐疑心は特に重要である。

職業的懐疑心を保持することは、監査証拠を鵜呑みにせず批判的に評価する姿勢を伴う。また、入手した情報と監査証拠が、不正による重要な虚偽の表示が存在する可能性を示唆していないかどうか継続的に疑問をもつことを求める。

<監査チーム内の討議>

監査チームは、財務諸表に不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性があるかどうかについて討議しなければならない。

監査チームのメンバーは、経営者、取締役等及び監査役等が信頼でき誠実であるという考えをもたずに、疑問をもちながら討議を行う。討議内容には、通常、次の事項が含まれる。

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会） 第 30 項一部抜粋

- 財務諸表のどこにどのように不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性があるのか、どのように経営者が不正な財務報告を行いこれを隠蔽できるのか、そして、どのように企業の資産が流用されることがあり得るのかについての意見交換
- 利益調整を示唆する状況及び利益調整のために経営者がとる手法の検討
- 動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化に関する企業の外部及び内部要因の検討
- 現金など流用され易い資産に対する資産保全手続についての経営者の姿勢の検討
- 経営者又は従業員の不自然な又は説明のつかない行動又は生活様式の変化の検討
- 不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性に対し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持することの重要性の強調
- 不正による重要な虚偽の表示の兆候を示す状況に遭遇した場合には、その状況の検討
- 実施する監査手続、その実施の時期及び範囲に、企業が想定しない要素をどのように組み込むかの検討
- 不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性に対応して実施する監査手続、及びその監査手続が他の監査手続よりも有効であるかどうかの検討
- 監査人が知り得た不正の申立ての検討
- 経営者による内部統制の無視のリスクの検討

＜リスク評価手続＞

監査人は、リスク評価手続の一環として、不正による重要な虚偽表示のリスクを識別する情報を入手するために、次の手続を実施する。

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会） 第 33 項一部抜粋

- (1) 経営者や監査役等（必要な場合、その他の企業構成員を含む。）に質問を行い、不正のリスクの識別と対応について経営者が構築した一連の管理プロセスに対する監視、及び不正のリスクを低減するために経営者が構築した内部統制に対する監視を、取締役会及び監査役等がどのように実施しているかを理解する。
- (2) 不正リスク要因が存在しているかどうか検討する。
- (3) 分析的手続の実施において識別した通例でない又は予期せぬ関係を検討する。
- (4) 不正による重要な虚偽表示のリスクの識別に役立つその他の情報を検討する。

＜不正による重要な虚偽表示のリスクの識別と評価＞

監査人は、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを

識別し評価する際に、不正による重要な虚偽表示のリスクを識別し評価しなければならない。不正による重要な虚偽表示のリスクであると評価したリスクは、特別な検討を必要とするリスクとなる。

監査人は、不正による重要な虚偽表示のリスクを評価するため、次の事項を実施する必要がある。

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会） 第 58 項一部抜粋

- (1) リスク評価手続の実施によって入手した情報の検討、及び取引、勘定残高、開示等の検討により、不正のリスクを識別する。
- (2) 識別した不正のリスクが経営者の主張ごとにどのような虚偽の表示になり得るかを検討する。
- (3) 識別した不正のリスクが財務諸表に与える影響の程度（複数の虚偽の表示につながる可能性等を含む。）及びその発生可能性を検討する。

＜不正による重要な虚偽表示のリスクへの対応＞

監査人は、次の方法で不正による重要な虚偽表示のリスクに対応する。

財務諸表の監査における不正への対応（日本公認会計士協会） 第 63 項一部抜粋

- (1) 全般的な対応 — 職業的懐疑心を高めるとともに、特定の手続以外の一般的な検討を含む対応
- (2) リスク対応手続 — 実施する監査手続、その実施の時期及び範囲の検討を含む、識別した財務諸表項目レベルの不正による重要な虚偽表示のリスクへの対応
- (3) 経営者による内部統制の無視のリスクへの対応 — 経営者による内部統制の無視は予期せぬ手段により行われる可能性があるため、経営者による内部統制の無視に絡んだ不正による重要な虚偽表示のリスクに対する監査手続の実施を含む、識別したリスクへの対応

＜監査証拠の評価＞

監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づいて、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクに関する評価が適切であるかどうかを判断する必要がある。これは、基本的に監査人の職業的専門家としての判断による。

これにより、不正による重要な虚偽表示のリスクと、追加的な又は異なる監査手続を実施する必要性について判断し、この判断に当たって監査人は、監査の全過程を通じて、不正による重要な虚偽表示のリスクを示す情報や状況に関して監査チームの他のメン

バーと適切な討議を行ったかどうかについても検討する。

なお、不正による重要な虚偽の表示の兆候を示す状況の例は、次のとおりである。

図表 51 不正による重要な虚偽の表示の兆候を示す具体例

兆候の区分	兆候の具体例
会計記録の 矛盾	● 網羅的又は適時に記録されていない取引、又は金額、会計期間、分類等が適切に記録されていない取引が存在する。 ● 裏付けのない又は未承認の取引や勘定残高が存在する。 ● 期末日近くに経営成績に著しく影響する修正が行われている。 ● 従業員が、業務の遂行上必要のないシステム又は記録にアクセスした証拠が存在する。 ● 監査人に、内部通報等により不正の申立てがある。
証拠の矛盾 又は紛失	● 証拠となる文書を紛失している。 ● 変造されたおそれのある文書が存在する。 ● 原本が存在すると考えられるのに、写し又は電子化された文書しか入手できない。 ● 重要であるにもかかわらず説明のない調整事項がある。 ● 勘定残高の通例でない変動や趨勢の変化、又は売上の増加を上回る売上債権の増加といった重要な財務比率や相関関係の変動がみられる。 ● 質問や分析的手続の結果、経営者や従業員から入手した回答に矛盾が生じていたり、疑義がある。 ● 企業の記録と確認状の回答に重大な差異がある。 ● 売上債権勘定に多額の貸方記帳その他の修正がある。 ● 売上債権勘定の補助簿と統制勘定又は顧客向け報告書との差異に関して十分な説明がない。 ● 多数のたな卸資産又は有形資産を紛失している。 ● 企業の記録保存に関する手続に従っていないため、利用不可能な又は消失した電子的証拠がある。 ● 確認の回答件数が予想と大きく乖離している。 ● 重要なシステム開発やプログラム変更テスト、又は当年度のシステム変更やプログラムの設置に関する証拠が入手できない。

経営者の監査への対応	● 監査人が、記録、施設、特定の従業員、得意先、仕入先、又は監査証拠を入手できるその他の者と接することを拒否する。 ● 複雑な又は問題のある事項の解決について経営者が不当な時間的プレッシャーを加える。 ● 監査の実施に関する経営者の不満が存在する、又は監査証拠に対する監査人の批判的評価や経営者との潜在的な意見の相違などに関して、経営者が監査チームのメンバーを威嚇する。 ● 監査上必要な情報の提供を著しく遅延する。 ● 監査人が CAAT を用いてテストを行う際に、重要な電子的ファイルへのアクセスを妨げる。 ● セキュリティ、運営及びシステム開発の担当者を含む重要な IT スタッフと接することや設備へ立ち入ることを拒否する。 ● 財務諸表をより完全で理解し易いものとするための開示の追加や修正に消極的である。 ● 識別された内部統制の不備に対して適時に対処することに消極的である。
その他	● 監査人が取締役等又は監査役等と接することに経営者が消極的である。 ● 企業が属する産業における一般的な会計方針とは異なる会計方針を採用しようとしている。 ● 経営環境の変化がないにもかかわらず、会計上の見積りを頻繁に変更する。 ● 従業員による企業の行動規範に対する違反について寛容である。

(ロ) 保証型財務検査において定める事項（案）

現在の省庁別財務書類は、情報開示目的のみで政策評価に利用されていないため、企業が置かれている状況と異なり、不正により改ざんする誘因は比較的少ない。このため、現段階においては、不正による虚偽の表示よりも誤謬による虚偽の表示の可能性が高いといえる。このため、現段階において、不正への対応に対して特別に試案として提示する必要性は薄いのではないかと考える。

しかし、今後、事後的な政策評価目的の利用や政策意思決定の情報として利用される機会が増えれば不正を行う誘引が強くなると予測され、今後の省庁別財務書類の活用方法如何により、不正への対応に関して特に定める事項も必要になると考える。

③ 監査調書

(イ) 監査基準委員会報告の内容

監査調書（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 監査調書の作成目的
- 監査調書の質的要件
- 監査調書の様式及び監査調書に記録する内容
- 監査調書の査閲
- 監査調書の保存

上記の項目は、保証型財務検査を検討する際に参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

<監査調書の作成目的>

監査調書の作成目的は、①監査の計画的な実施とその管理、②監査補助者の監督ツール、③監査意見形成の根拠資料、④監査業務の証拠書類、⑤次期以降の監査の引継書類である。

これらの目的のため作成される監査調書は、監査に当たって必ず作成しなければならないものである。

監査調書（日本公認会計士協会） 第4項一部抜粋

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 監査の計画的かつ円滑な遂行を図り、効果的かつ効率的な監査の実施とその管理に役立てる。(2) 監査責任者が監査補助者に対する指示、指導及び監督を行う際の手段として役立てる。(3) 監査計画の策定から監査手続の実施を経て監査意見の表明に至るまでの監査全体について判断の過程も含めて記録し、監査意見の形成の根拠とする。(4) 監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持して監査を実施したことを立証するための資料とする。(5) 次期以降の監査の合理的な実施を図るための資料とする。 |
|---|

＜監査調書の質的要件＞

監査調書は、①完全性、②秩序性、③明瞭性、④正確性、⑤経済性の5つの要件を満たすものでなければならない。

それぞれの要件の説明は以下のとおりである。

図表 52 監査調書の要件とその説明

要件	各要件の説明
完全性	監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、策定した監査計画、実施した監査手続、入手した監査証拠等の重要事項が漏れなく記録されていること
秩序性	監査要点、試査の範囲、実施した監査手続、事実の認定及びその判断結果等が、適切に理解できるように秩序整然と記録され、一定の体系のもとに配列・整理されていること
明瞭性	監査調書の作成者以外の監査従事者でも、実施した監査の内容及び意見の形成過程が適切に理解できるように、簡潔明瞭に記録されていること
正確性	客観的事実に即して正しく記録されていること
経済性	上記の要件を阻害しない限りにおいて必要な事項のみが記録されていること

＜監査調書の様式及び監査調書に記録する内容＞

監査において検討したすべての事項を監査調書に記録する必要は無く、監査調書の様式及び監査調書に記録する内容の範囲と詳細の程度は、職業的専門家としての監査人の判断に委ねられる。

但し、監査人に判断が任されているとはいえ、監査調書に記載する事項については、最低限、次の事項を検討しなければならない。

監査調書（日本日本公認会計士協会） 第7項一部抜粋

- | |
|---|
| <p>(1) 会社の事業内容等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会社の事業の種類及び複雑性の程度・ 会社の IT の利用状況・ 会社の内部統制の状況 <p>(2) 監査人の判断等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 監査要点、勘定科目又は取引に関連した重要な虚偽の表示の可能性・ 監査の実施及び結果の評価の過程で求められる監査人の判断の程度 |
|---|

- ・ 監査手続の内容
- ・ 入手した監査証拠の監査要点との適合性と証明力
- ・ 検出事項の内容及び重要性の程度
- ・ 監査手続の実施結果からだけでは導き出すことができない結論

例えば、監査調書に含まれる事項の例としては以下のようなものがある。

監査調書（日本公認会計士協会） 付録より抜粋

1. 監査計画の策定過程

(1) 会社の事業内容及び会社内外の経営環境の理解等に係る事項

- 一般的経済環境
- 会社の属する産業
- 会社の事業活動等（例えば、会社及び経営の構造等、事業活動、業績、財務報告）
- 主要な取引及びその会計処理のプロセス
- 子会社、関連会社等に関する情報及び連結決算体制に関する情報（関連当事者との取引を含む。）
- 権限規程、職務分掌規程、経理規程、原価計算規程、就業規則、退職金規程その他の諸規程
- 重要な会計方針
- 訴訟、クレーム等に関する情報

(2) 固有リスク及び統制リスクの暫定的評価に係る事項

- 固有リスクの識別
- 固有リスクの程度の評価
- 内部統制（統制環境、リスク評価の機能、統制活動、情報・伝達の機能、監視活動）の理解
- 監査要点に関連する内部統制の理解
- 暫定的に評価した統制リスクの程度
- 識別した不正リスク要因
- 統制評価手続の実施計画
- 発見リスクの程度
- 実証手続の実施計画
- 識別した不正リスク要因に対応する実証手続の実施計画

(3) その他監査計画策定上考慮・判断すべき事項

- 監査契約に関する事項
- 監査契約の締結に伴うリスクの程度
- 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況及びその兆候
- 監査報告書発行の予定時期
- 監査リスクの合理的な水準
- 重要性の基準値
- 重要な虚偽の表示の発生可能性
- 往査事業所
- 監査チームの編成
- 他の監査人等の利用

2. 監査の実施過程

(1) 監査の実施に係る事項

- 統制評価手続の内容、結論に至るまでの判断の過程及び結論
- 実施した実証手続及びその手続の実施結果
- 実証手続において入手した契約書等の写し
- 会計上の見積りの合理性に関する評価結果
- 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 違法行為の発生又は存在の可能性に気付いた場合や違法行為を発見した場合の、その内容及び監査人の対応
- 追加手続が必要となる不正リスク要因を識別した場合の、その内容及び監査人の対応
- 監査補助者が実施した作業を監督し、査閲した記録
- 得意先その他の第三者から入手した確認状及び差異調整表等
- 実査、立会等に関する資料及び記録
- 支店、工場、子会社等への往査の記録
- 連結財務諸表に関する資料
- 税務申告書の写し
- 監査上の問題点に関する報告
- 内部統制上の重大な欠陥又は内部統制の不備に係る報告（報告を口頭で実施する場合には、報告した日時、報告先及び報告内容）
- 監査上の重要な検出事項について、監査人の到達した結論及び監査意見の表明に至る経緯
- 重要な偶発事象及び後発事象の検討に関する事項
- 経営者による確認書

(2) 他の監査人の利用等に係る事項

- 他の監査人から入手した文書とその利用結果
- 専門家から入手した文書とその利用結果

(3) その他の事項

- 顧問弁護士による係争事件の有無に関する確認結果
- 重要な未確定事項に関する資料
- 財務諸表（中間及び連結を含む。）
- 分析的手続による総括的吟味の実施結果
- 財務諸表の表示の妥当性検討のためのチェックリストと検討結果
- 監査報告書の記載内容の検討結果
- 監査意見表明のための審査に関する記録
- 監査の実施経過及び日程管理に関する記録
- 次期以降の監査において留意すべき事項の記述

＜監査調書の査閲＞

監査調書は、監査調書作成者の他に監査責任者又は監督機能を有する監査補助者により適時に査閲されなければならない。この査閲により、監査責任者は監査上の問題点について適時に把握することが可能になる。

監査調書（日本公認会計士協会） 第 10 項

監査責任者又は監督機能を有する監査補助者は、監査手続が適時・適切に実施されていること、各監査調書に記録されている所見及び結論が客観的かつ論理的であること、及び実施した監査手続と結論に至るまでの過程が適切に記録されていることを確かめるため、適時に監査調書を査閲しなければならない。監査調書の査閲は、監査補助者の教育訓練の手段としても有効である。

＜監査調書の保存＞

監査調書は監査終了後も一定年数保存する必要がある。特に監査調書が電子データにより保存されている場合は、その脆弱性や保存寿命、データの書換えやコピーの容易性等の特性を十分に考慮して、当該電磁媒体や電子データへのアクセス管理、データのバックアップや暗号化、データの訂正・加除の履歴の確保等、監査証拠としての証明力に問題が生じないように電子データによる監査調書の保存に関する特別な対応が必要で

ある。

(ロ) 保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対して保証型財務検査を実施する場合においても、その検査手続の結果を書類に取りまとめておく必要がある。従って、監査基準委員会報告に定められているような以下の項目について定めておく必要があると考える。

- 検査結果書類の作成目的
- 検査結果書類の質的要件
- 検査結果書類の様式及び監査調書に記録する内容
- 検査結果書類の査閲
- 検査結果書類の保存

(2) 監査計画とリスク評価

① 監査計画

(イ) 監査基準委員会報告の内容

監査計画（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 適切な監査計画
- 監査契約に係る予備的な活動
- 計画活動⁷⁹
- 初年度監査における追加的な検討

適切な監査計画及び計画活動に関する事項は、保証型財務検査を検討する際にも参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

<適切な監査計画>

監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査計画を策定しなければならない。監査計画とは、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、監査の基本的な方針を策定し、詳細な監査計画を作成することである。

⁷⁹計画活動とは、監査計画に係る活動のことを指す。

監査人は適切な監査計画を策定することにより以下の事項を行うことが出来る。

監査計画（日本公認会計士協会） 第4項一部抜粋

- ・ 監査の重要な領域に適切な注意を払うこと
- ・ 潜在的な問題を適時に識別し、解決すること
- ・ 監査業務を組織化し、管理すること
- ・ 監査チームのメンバーに職務を適切に配分すること
- ・ 監査チームのメンバーに対する指示、監督、監査調書の査閲等を円滑に行うこと
- ・ 必要に応じて、他の監査人の監査結果や専門家の業務を適切に利用すること

<計画活動>

監査計画を策定する際には、まず、監査の基本的な方針を策定する必要がある。監査の基本的な方針とは、監査業務の範囲、監査の実施の時期及び必要なコミュニケーション並びに監査の方向性を設定することであり、詳細な監査計画を作成するための指針となるものである。

監査の基本的な方針を策定する場合は、以下の事項を実施する。

監査計画（日本公認会計士協会） 第10項一部抜粋

- (1) 監査業務の範囲を決定するに当たって、これに影響を及ぼす事項を把握すること
- (2) 監査の実施の時期、並びに監査役若しくは監査役会又は監査委員会及び経営者などとの必要なコミュニケーションを決定するに当たって、監査報告の目的を明確にすること
- (3) 監査の方向性を決定するに当たって、監査チームが考慮すべき点を決定するための重要な要素を把握すること

監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項は、例えば以下のような事項がある

監査計画（日本公認会計士協会） 付録

1. 監査業務の範囲

監査人は、監査業務の範囲を決定する際に、次の事項を考慮する場合がある。

- 行政官庁によって義務付けられている産業特有の報告事項
- 予定する監査実施割合（例えば、子会社等の数や所在地）
- 連結の範囲を決定する親会社と子会社等との支配従属関係
- 他の監査人が監査する子会社等の範囲
- 企業の事業内容及び企業が属する産業に関する専門知識の必要性

- 監査の対象となる財務情報の通貨換算の必要性
- 連結財務諸表監査の対象となる子会社等の法定監査の必要性
- 内部監査の利用可能性
- 企業による委託業務の利用状況及び当該業務に係る内部統制のデザイン、適用又は運用に関する監査証拠の入手方法
- 過年度の監査で入手した監査証拠の利用可能性（例えば、リスク評価手続により入手した監査証拠）
- 監査手続の実施におけるITの有効性（例えば、データやコンピュータ利用監査技法の利用可能性）
- 実施すべき監査手続、その実施の時期及び範囲に関する期中の財務情報の監査や意見表明業務との調整、及びそれらから得られた情報の監査への影響
- 監査に影響を与える可能性のある事項について、企業に対し監査以外の業務を実施している監査事務所内の責任者との協議
- 企業の従業員の業務やデータの利用可能性

2. 監査の実施の時期及び必要なコミュニケーション

監査人は、監査の実施の時期及び必要なコミュニケーションを決定する際に、次の事項を考慮する場合がある。

- 財務報告の予定時期及び監査報告の期限
- 実施すべき監査手続、その実施の時期及び範囲について、監査役等及び経営者と協議する日程
- 発行すべき報告書及び文書や口頭によるその他の報告の内容や時期についての監査役等及び経営者との協議（例えば、監査報告書、マネジメントレター及び監査役等とのコミュニケーション）
- 監査期間中の監査実施状況に関する報告や監査手続から発見される事項のうち報告可能なものについての経営者との協議
- 子会社等の監査人への報告事項、報告様式及びその期限等の通知
- 第三者への予想される報告の有無（例えば、監査から生ずる法的又は契約上の報告責任の有無）

3. 監査の方向性

監査人は、監査の方向性を決定する際に、次の事項を考慮する場合がある。

- 監査上の重要性
 - － 詳細な監査計画を作成するために必要な重要性の基準値の設定
 - － 監査の実施過程での重要性の基準値の見直し
 - － 子会社等の監査人への重要性の判断基準の通知

－ 重要な子会社等の識別 － 重要な勘定の識別 ● 重要な虚偽表示のリスクの程度が高い監査の領域 ● 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクが、監査チームのメンバーに対する指示、監督、監査調書の査閲等に与える影響 ● 監査チームの編成における監査業務に係る審査の担当者の選定の必要性 ● 重要な虚偽表示のリスクの程度が高い領域への適切な経験や能力がある者の配置の必要性 ● 重要な虚偽表示のリスクの程度が高い領域への監査時間の配分の適切性 ● 監査証拠を入手し評価する際に、職業的懐疑心を保持する必要性を監査チームのメンバーに周知徹底する方法 ● 内部統制の有効性を評価した過年度の監査結果（例えば、発見した内部統制の不備及びその不備に対する改善措置） ● 内部統制の有効性に関する監査証拠の入手の必要性 ● 適切な内部統制の構築及び維持に関する経営者の姿勢を裏付ける証拠 ● 内部統制に依拠することがより効率的になる一定の取引量の有無 ● 企業が事業を円滑に遂行する上での内部統制の重要性 ● 企業に影響を与える重要な事業展開（例えば、ITや業務プロセスの変更及び主要な経営者の交代並びに買収、合併及び事業の売却） ● 重要な産業の情勢（例えば、産業の規制の変更及び報告事項の新設） ● 新しい会計基準の影響 ● 企業が採用している会計方針及びその変更 ● 在外子会社等が採用している会計基準 ● 会計上の見積りや複雑な計算等を伴う会計処理の識別 ● 関連当事者との取引（例えば、関連当事者の範囲、関連当事者との資本・人事・営業上の関係、関連当事者との取引内容・規模） ● その他重要な関連する情勢（例えば、企業に影響を与える法律の変更）
--

監査人は、監査の基本的な方針の策定プロセスを通じて、かつリスク評価手続の完了により、以下の事項を明確にすることができる。

監査計画（日本公認会計士協会） 第11項一部抜粋

(1) 特定の監査の領域に配置すべき監査チームのメンバーの経験や能力 ● 重要な虚偽表示のリスクの程度が高い領域への適切な経験や能力がある監査チームのメンバーの配置 ● 複雑な事項に関する専門家の業務の利用

- (2) 特定の監査の領域に配分すべき監査チームのメンバーの人数や監査時間
 - 重要な事業所のたな卸の立会等に配分すべき監査チームのメンバーの人数
 - 他の監査人の監査結果を利用する場合の査閲の程度
 - 重要な虚偽表示のリスクの程度が高い領域に配分すべき適切な監査時間
- (3) 監査手続を実施すべき時期
 - 監査期間中の適切な日
 - 期末日又は期末日以前の特定の基準日
- (4) 監査チームのメンバーに対する指示、監督、監査調書の査閲等の方法
 - 指示及び報告のための監査チーム内で実施する討議の時期
 - 監査責任者や監督機能を有する監査補助者が実施する監査調書の査閲等の方法（例えば、往査先での実施又は監査事務所での実施）
 - 監査業務に係る審査の時期

そして、監査人は、監査の基本的な方針に従って、詳細な監査計画を作成しなければならない。詳細な監査計画とは、監査リスクを合理的に低い水準に抑え、十分かつ適切な監査証拠を入手するために、監査チームが実施すべき監査手続、その実施の時期及び範囲を決定することである。

なお、監査人は、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を、監査期間中必要に応じて、見直し、修正しなければならない。監査人は、新たな事象が生じた場合、状況が変化した場合、又は監査手続の実施結果が想定した結果と異なった場合には、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画、並びにこれらに基づき計画した監査手続、その実施の時期及び範囲を必要に応じて修正しなければならない。

（ロ）保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対する保証型財務検査においてもその検査計画の立案に関して基本的な事項は監査委員会報告書と変るものではない。従って、下記の事項に関しては保証型財務検査に当たって定めておくべき事項として整理する。

- 適切な監査計画
- 計画活動

② 監査リスク

(イ) 監査基準委員会報告の内容

監査リスク（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 事業リスク
- 経営者の主張
- 監査リスク
- 重要な虚偽表示リスク
- リスク評価手続とリスク対応手続
- 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスク
- 重要な虚偽表示リスクの構成要素としての固有リスクと統制リスク
- 発見リスク

上記の項目は、保証型財務検査を検討する際にも参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

<事業リスク>

企業には様々なビジネス・リスクがあるが、そのうち監査人が考慮するのは財務諸表の作成に影響を及ぼすもののみである。

監査リスク（日本公認会計士協会） 第2項

企業は、事業を経営する上で、その事業内容、属する産業の状況、規制及び事業の規模や複雑性等により、様々なビジネス・リスク（以下「事業上のリスク」という。）に晒されている。このため、経営者は、事業上のリスクを識別し、それに対応しながら事業を遂行している。

一方、監査人は、すべての事業上のリスクが財務諸表の作成に影響を及ぼすものではないことから、財務諸表に影響を与える事業上のリスクのみに着目する。

<経営者の主張>

財務諸表が全体として適正であるためには、経営者が提示する財務諸表項目、すなわち財務諸表の基礎となる取引、勘定残高、開示等に関して、一定の要件（例えば、実在性や網羅性）が充足されていることが必要である。このことを経営者の主張と呼んでいる。

経営者の主張の具体例は以下のとおりである。

監査証拠(日本日本公認会計士協会) 第17項一部抜粋

- | |
|--|
| <p>(1) 監査対象期間の取引や会計事象に係る経営者の主張</p> <p>① 発生
記録された取引や会計事象が発生し企業に関係していること</p> <p>② 網羅性
記録すべき取引や会計事象がすべて記録されていること</p> <p>③ 正確性
記録された取引や会計事象に関して金額や他のデータが正確に記録されていること</p> <p>④ 期間帰属
取引や会計事象が正しい会計期間に記録されていること</p> <p>⑤ 分類の妥当性
取引や会計事象が適切な勘定科目に記録されていること</p> <p>(2) 期末の勘定残高に係る経営者の主張</p> <p>① 実在性
資産、負債及び資本が実際に存在すること</p> <p>② 権利と義務
企業は資産の権利を所有しており、負債は企業の債務であること</p> <p>③ 網羅性
記録すべき資産、負債及び資本がすべて記録されていること</p> <p>④ 評価と期間配分
財務諸表に含まれる資産、負債及び資本が適切な金額で記録され、評価又は期間配分に係る修正が適切に記録されていること</p> <p>(3) 表示と開示に係る経営者の主張</p> <p>① 発生及び権利と義務
開示されている取引、会計事象及びその他の事項が発生し企業に関係していること</p> <p>② 網羅性
財務諸表に開示すべき事項がすべて開示されていること</p> <p>③ 分類と明瞭性
財務情報が適切に表示され開示が明瞭であること</p> <p>④ 正確性と評価
財務その他の情報が適正かつ適切な額で開示されていること</p> |
|--|

監査人は、財務諸表全体としての適正性を直接的に立証することは困難であるため、

財務諸表の基礎となる取引、勘定残高、開示等について立証すべき目標である監査要点として、この経営者の主張を利用する。

<監査リスク>

監査リスクとは、監査人が、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるように監査をすることが求められる。

監査リスク（日本公認会計士協会） 第6項

監査人は、不正及び誤謬による財務諸表の重要な虚偽の表示を看過しないように監査リスクを合理的に低い水準に抑えるよう監査計画を策定し、監査を実施しなければならない。

監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、十分かつ適切な監査証拠を入手するよう監査手続を立案し実施することにより、監査リスクを合理的に低い水準に抑える。監査リスクが合理的に低い水準に抑えられたときに、合理的な保証が得られる。しかし、監査人は、監査が対象とする財務諸表の性格的な特徴や監査の特性などにより、合理的な保証を得たとしても、なお、誤った意見を形成する可能性がある。

<重要な虚偽表示リスク>

重要な虚偽表示のリスクは、固有リスクと統制リスクの2つの要素を結合したリスクである。監査人は重要な虚偽表示のリスクを評価し、重要な虚偽表示のリスクに対応する監査手続を実施し、発見リスクを抑え、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるようにする必要がある。

監査リスク（日本公認会計士協会） 第7項

監査リスクは、固有リスク、統制リスク及び発見リスクの三つの要素で構成されるが、固有リスクと統制リスクの二つの要素を結合したリスクを「重要な虚偽表示のリスク」として評価する。これは、財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性を示している。

監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を基礎として重要な虚偽表示のリスクを評価する監査手続を実施し、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクに対応する監査手続を実施することにより、発見リスクを抑える。

監査の過程において監査人は、職業的専門家としての判断に基づいて、財務諸表項目レベルでどのような虚偽の表示が生じ得るかに焦点を当て、監査アプローチを策定し、

十分かつ適切な監査証拠を入手するためにリスク対応手続を実施する。

<リスク評価手続とリスク対応手続>

リスク評価手続とは、監査人が、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価するために実施する監査手続である。そのリスク評価手続に当たっては、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを考慮する必要がある。

リスク対応手続とは、監査人が、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、暫定的に評価した、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクに対応して実施する監査手続である。リスク対応手続は、内部統制の運用状況の評価手続（運用評価手続）と実証手続で構成される。

<財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスク>

監査人は、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在するかどうかを評価する際に、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを考慮しなければならない。

それぞれのレベルにおいて考慮すべき点は以下のとおりである。

図表 53 重要な虚偽表示のリスクの種類とそれぞれのリスクに対し考慮すべき点

リスクの種類	考慮すべき点
財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク	監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクを検討する。このリスクは、財務諸表全般に広くかかわりがあると同時に、財務諸表項目レベルにおける経営者の主張の多くに潜在的に影響を及ぼす。 当該リスクは、多くの場合、企業の統制環境（経済の衰退といった他の要素に関連するリスクもある。）に関連し、特定の経営者の主張に必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、このような財務諸表全体レベルのリスクは、例えば、経営者が内部統制を無視することにより、様々な経営者の主張において重要な虚偽表示のリスクを増大させるものである。また、不正による重要な虚偽表示のリスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。 監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクに対し、全般的な対応として、重要な分野を担当する監査チームのメンバーの経験や能

	力の検討、補助者の増員、専門家の配置、適切な監督の実施、適切な監査時間の確保、継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在するか否かの検討等を実施する。
財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスク	監査人は、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとに重要な虚偽表示のリスクを検討することにより、実施するリスク対応手続、その実施の時期及び範囲を決定する。 監査人は、リスク対応手続を立案するため、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価することが求められる。この評価は、客観的な測定というものではなく、監査人の判断に基づくものである。 重要な虚偽表示のリスクの評価において、内部統制が有効に運用されていると想定した場合には、監査人は、当該評価を裏付けるために運用評価手続を実施する。 監査人は、運用評価手続の実施結果が当初想定していた内部統制の運用状況の有効性を裏付けるものでない場合は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクについての評価を修正する必要がある。また、監査人は、運用評価手続の結果、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクについての評価を修正した場合、改めて実証手続の修正の必要性を検討する。さらに、実証手続の結果によって財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクの修正が必要になることもある。 監査人は、監査完了時に財務諸表全体についての監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で意見表明ができるように、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとに十分かつ適切な監査証拠を得るようにする。

<重要な虚偽表示リスクの構成要素としての固有リスクと統制リスク>

重要な虚偽表示リスクは、固有のリスクと統制リスクで構成されている。固有リスクと統制リスクは、企業側のリスクであり、財務諸表の監査から独立して存在している。固有リスクと統制リスクについて、別々に評価するのではなく、両者を合わせて重要な虚偽表示のリスクとして評価することとしている。ただし、固有リスクと統制リスクを別々に評価することもできる。

なお、固有のリスクと統制リスクの説明は以下のとおりである。

監査リスク（日本公認会計士協会） 第11項一部抜粋

(1) 固有リスクは、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性のことであり、経営環境により影響を受ける種々のリ

スクや、特定の取引、勘定残高、開示等が本来有するリスクからなる。

虚偽の表示が行われる可能性は、経営者の主張や関連する取引、勘定残高、開示等ごとに異なっている。例えば、複雑な計算と簡単な計算とでは、前者の方が虚偽の表示が起りやすい。また、測定に重要な不確実性を伴う会計上の見積りは、定型的で事実に基づく情報から算出された金額よりも虚偽の表示が起りやすくなる。

事業上のリスクを生じさせる外部環境も固有リスクに影響を与える。例えば、技術革新が進めば、特定の製品が陳腐化し、それによりたな卸資産の勘定残高が過大に表示される可能性が大きくなる。またこれに加えて、多くの又はすべての取引、勘定残高、開示等に関係する、企業と企業環境のある要因が、特定の経営者の主張に関連する固有リスクに影響を与えることもある。こうした要因としては、例えば、事業継続のために必要な運転資本の欠乏や倒産の多発による産業衰退等が挙げられる。

(2) 統制リスクは、財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は発見・是正されない可能性のことである。

統制リスクは、財務報告目的に関連する内部統制のデザインと運用状況の有効性により影響を受ける。内部統制には固有の限界があることから、統制リスクは常に存在する。

<発見リスク>

発見リスクは、企業の内部統制によって防止又は発見・是正されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性、すなわち、経営者の主張に存在する、個別に又は他の虚偽の表示と集計して重要となる虚偽の表示を発見できない可能性のことである。

監査人は、通常、取引、勘定残高、開示等のすべてを検証するわけではないため、また、その他の要因のため、発見リスクを零にすることはできない。発見リスクを零にすることができないその他の要因としては、監査人が不適切な監査手続を選択したり、監査手続の適用を誤ったり、その結果を誤って解釈したりすることなどが挙げられる。

監査リスクを一定水準以下にするために、発見リスクの程度は、重要な虚偽表示のリスクの程度に影響を受ける。つまり、重要な虚偽表示のリスクが高い場合、監査リスクを一定水準以下にするためには、発見リスクの程度を低くする必要があり、逆に重要な虚偽表示のリスクが低い場合、監査リスクの程度を一定水準以下にするためには、発見リスクの程度は高めに設定することが可能となる。

監査リスク（日本公認会計士協会） 第 14 項

発見リスクは、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために監査人が実施する監査手続、その実施の時期及び範囲に関係している。監査リスクを一定水準にするためには、

設定できる発見リスクの程度は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクの評価と逆の関係になる。すなわち、監査人は、重要な虚偽表示のリスクの程度が高いと判断した場合には、発見リスクの程度を低く設定するが、反対に、重要な虚偽表示のリスクの程度が低いと判断した場合には、発見リスクの程度は高めに設定することができる。

(ロ) 保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対して保証型財務検査を実施する場合であっても、リスク・アプローチによって検査手続を実施するのであれば、上述の監査委員会報告の考え方と基本的に変るところではない。よって、下記の事項について、定めることと整理する。

- 業務リスク
- 各省庁の主張
- 検査リスク
- 重要な虚偽表示リスク
- リスク評価手続とリスク対応手続
- 省庁別財務書類全体としての重要な虚偽表示リスクと各省庁の主張ごとの重要な虚偽表示リスク
- 重要な虚偽表示リスクの構成要素としての固有リスクと統制リスク
- 発見リスク

③ 監査上の重要性

(イ) 監査基準委員会報告の内容

「監査リスクと監査上の重要性」（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 監査上の重要性の判断基準
- 監査上の重要性と監査リスクとの関係
- 重要性の基準値の決定
- 重要性の基準値における質的側面の検討
- 監査意見表明に当たって考慮すべき監査上の重要性

上記の項目は、保証型財務検査を検討する際にも参考になるものであるため、以下各

項目の説明を行う。

<監査上の重要性の判断基準>

監査上の重要性は、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与える程度を考慮し決定される。

監査リスクと監査上の重要性（日本公認会計士協会） 第 29 項

監査人は、監査リスクを考慮する場合には、監査上の重要性を検討しなければならない。監査上の重要性は、財務諸表全体に与える虚偽の表示の影響を考慮して判断されるが、発見された虚偽の表示が個別に又は集計して重要であるかどうかの判断に当たっては、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与える程度を考慮しなければならない。

<監査上の重要性と監査リスクとの関係>

監査上の重要性の大小により、監査リスクも影響を受ける。監査上の重要性が小さいほど監査上のリスクは高くなる。

監査リスクと監査上の重要性（日本公認会計士協会） 第 30 項

監査人が考慮する監査上の重要性と監査リスクとの間には、相関関係がある。他の条件が一定であれば、当初決定された監査上の重要性のもとで評価された監査リスクは、監査上の重要性が変更されると、それに応じて変化することになる。すなわち、監査人が監査上の重要性を、当初よりも大きくした場合には、監査リスクは当初の水準よりも低くなり、また、監査上の重要性を、当初よりも小さくした場合には、監査リスクは当初の水準よりも高くなる。

<重要性の基準値の決定>

監査人は、監査計画の策定において、財務諸表において重要であると判断される虚偽の表示の金額を重要性の基準値として決定しなければならない。監査計画の策定における重要性の基準値の決定に当たっての留意事項は以下のとおりである。

監査リスクと監査上の重要性（日本公認会計士協会） 第 33 項

監査計画の策定に際しての重要性の基準値の決定に当たっては、通常、前年度の財務諸表数値や当年度の予算に基づく財務諸表数値等を基礎とし、一般的には次に掲げる事

項が考慮される。

- ・ 売上高に与える影響
- ・ 経常利益、当期純利益等の各段階の損益に与える影響
- ・ 総資産に与える影響
- ・ 自己資本に与える影響

なお、当年度の財政状態や経営成績が異常である場合には、上述の事項について単に当年度における影響のみを考慮するのではなく、過年度の数値を参考として正常な財政状態及び経営成績を算定し、それらも併せて考慮する必要がある。

なお、監査計画の策定において決定された重要性の基準値は、その後において改訂される場合がある。重要性の基準値の決定に際して用いた過年度の財務諸表数値又は当年度の予算に基づく財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績との間に大きな乖離が生じている場合には、監査人は、必要に応じて重要性の基準値を改訂しなければならない。

<重要性の基準値における質的側面の検討>

監査人は、監査の実施の過程で金額的には重要でないが、質的影響から検討を要する虚偽の表示を発見した場合、当該虚偽の表示が発生した原因を把握し、重要な虚偽表示リスクの再評価を行うとともに監査計画を見直し、同様の虚偽の表示が他の勘定や取引又は監査対象領域にも含まれていないか、又は影響を及ぼしていないかどうかを確かめなければならない。

<監査意見表明に当たって考慮すべき監査上の重要性>

監査人は監査意見の表明に当たって、発見した虚偽の表示を集計し、その集計した虚偽の表示が財務諸表全体に与える影響を考慮する必要がある。

監査リスクと監査上の重要性（日本公認会計士協会） 第40項

監査人は、監査意見表明に当たって、財務諸表における項目の金額、小計額又は合計額と適宜関連付けて未訂正の発見した虚偽の表示を集計し、その集計した虚偽の表示が財務諸表全体にとって重要であるかどうかを評価しなければならない。この評価に際して、金額的影響のみならず、質的影響についても考慮しなければならない。監査人は、考慮すべき監査上の重要性における金額的影響について、重要性の基準値（改訂されているときは改訂後の基準値）又は財務諸表の実績数値に照らして検討する。

(ロ) 保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対する保証型財務検査に対しても、リスク・アプローチによる検査を予定している限り、上記の監査委員会報告の考え方は基本的には変わらない。従って、下記の事項について定めることと整理する。

- 検査上の重要性の判断基準
- 検査上の重要性と検査リスクとの関係
- 重要性の基準値の決定
- 重要性の基準値における質的側面の検討
- 検査意見表明に当たって考慮すべき検査上の重要性

なお、民間企業の監査の場合、その重要性は、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与える程度を考慮して決められるが、省庁別財務書類に対する保証型財務検査の場合、その考え方がそのまま利用できるか否かは、今後の省庁別財務書類の利用方法如何である。

省庁別財務書類が単に国債購入者のための情報であれば、民間企業の監査の重要性の考え方をそのまま用いることも出来るが、例えば、省庁別財務書類が政策評価に利用される場合などは、重要性を考慮する際の判断に織り込むべきと考える。

また、前述したとおり、民間企業の監査の場合は、一般的には売上高・利益・総資産・自己資本の各項目に与える影響を考慮して重要性の基準値を決定するが、省庁別財務書類の場合、売上高や業務費用の合計、利益ではなく資産・負債差額の増減額へ与える影響へと修正する必要がある。

さらに、これも将来の省庁別財務書類の利用方法如何であるが、総資産等ではなく、特定の項目が特に重要視される場合も想定できる。例えば、政策評価の対象項目とされた特定の負債項目や費用項目が重要視されることも考えられる。その場合、重要視された項目に与える影響についても考慮した上で、重要性の基準値を設定することが必要になるといえる。

④ 企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示リスクの評価

(イ) 監査基準委員会報告の内容

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示リスクの評価（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- リスク評価手続及び企業と企業環境（内部統制を含む。）についての情報源
- 企業と企業環境（内部統制を含む。）の理解
- 重要な虚偽表示リスクの評価
- 監査役等及び経営者とのコミュニケーション

上記の監査役等及び経営者とのコミュニケーション以外の項目は、保証型財務検査を検討する際にも参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

＜リスク評価手続及び企業と企業環境（内部統制を含む。）についての情報源＞

監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するために、以下のリスク評価手続を実施しなければならない。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会） 第7項一部抜粋

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 経営者やその他の企業構成員への質問 (2) 分析的手続 (3) 観察及び記録や文書の閲覧 |
|--|

経営者やその他の企業構成員への質問では、監査人は、重要な虚偽表示のリスクを識別するために有益な情報は何かを検討し、質問の相手やその質問事項を決定する。質問の例としては以下のようなものがある。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会） 第9項一部抜粋

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 監査役等に対しては、財務報告体制をどのように監視しているかを質問する。 ● 内部監査の担当者に対しては、内部統制のデザインと有効性に関する内部監査の実施状況と改善提案に対し経営者が十分に対応しているかを質問する。 ● 複雑な取引又は通例でない取引を処理し記録している従業員に対しては、当該取引に適用する会計方針の選択と適用の状況を質問する。 ● 法務部門に対しては、訴訟、法規の遵守、不正や不正の疑いについての認識、製品保証、瑕疵担保責任、共同支配企業等の業務提携形態、契約条項等を質問する。 ● マーケティング又は営業担当者に対しては、販売戦略、販売動向又は顧客との販売契約の条件の変更を質問する。 |
|--|

監査人は、観察及び記録や文書の閲覧等により、経営者等に対する質問の回答を裏付

け、企業及び企業環境について理解することができる。このような監査手続には、例えば、以下のものがある。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会）
第 11 項一部抜粋

- 企業活動や業務の観察
- 文書（事業計画書や予算書等）、関連する記録及び内部統制マニュアルの閲覧
- 経営者によって作成された四半期財務情報等、及び取締役会等の議事録の閲覧
- 企業の施設や工場設備の視察
- 財務報告目的の情報システムにおける取引の開始から財務諸表までの追跡（以下「ウォークスルー」という。）

<企業及び企業環境（内部統制を含む。）の理解>

監査人は、企業及び企業環境について次の事項を理解する必要がある。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会）
第 20 項一部抜粋

- (1) 産業、規制等の外部要因
- (2) 企業の事業活動等と会計方針の選択及び適用
- (3) 企業目的及び戦略並びにそれらに関連して財務諸表の重要な虚偽の表示となる可能性のある事業上のリスク
- (4) 企業の業績の測定と検討
- (5) 内部統制

上記の（１）～（４）までの項目に関して、監査人が検討すべき事項としては例えば以下の表のようなものがある。

図表 54 企業及び企業環境について理解する事項とその例示

企業及び企業環境 について理解する 事項	例示
産業、規制等の外部 要因	・ 産業の状況 － 市場と競争（需要、供給及び価格競争を含む。） － 循環的又は季節的な変動 － 企業の製品に関連する生産技術

	－ エネルギーの供給と価格 ・ 規制環境 － 会計基準と業界特有の実務 － 規制産業に対する規制の枠組み － 企業の業務運営に著しく影響を与える法令 ○ 法令 ○ 行政官庁による指導等 － 税制（法人税他） － 企業の事業に重要な影響を与える政策 ○ 外国為替管理等の金融政策 ○ 財政政策 ○ 財務的インセンティブ（例えば、補助金や助成金） ○ 関税、通商制限 － 産業と企業の事業に影響する環境規制 ・ 企業の事業に影響を与えているその他の外部要因 － 経済状況の一般的概況（例えば、景気後退や経済成長） － 利子率及び資金調達の容易さ － インフレーション、通貨価値の改定
企業の事業活動等	(1) 事業運営 ・ 業種の特徴（製造業、卸売業、銀行業、保険業、その他の金融サービス業、貿易業、公益事業、運輸業、先端技術産業等） ・ 製品又はサービスと市場（主要顧客と契約、支払条件、利益率、市場占有率、競合企業、輸出、価格政策、製品の評判、保証、需要動向、消費動向、マーケティング戦略と目標、製造プロセス等） ・ 業務の運営（生産工程と方法、事業セグメント、製品やサービスの配送、業務規模の変動等） ・ 業務提携、共同支配企業及び外部委託 ・ 電子商取引への参画（インターネット販売やマーケティング活動を含む。） ・ 地理的分散と多角化の度合い ・ 生産設備、倉庫及び事務所の所在地 ・ 主要顧客 ・ 商品とサービスの主要仕入先（長期契約、供給の安定性、支払条件、輸入、看板方式のような配送方法等） ・ 雇用（地域、供給、賃金レベル、組合、年金などの退職給付、

	ストック・オプションや業績連動賞与、労働関連法規等) - 研究開発活動と支出 - 関連当事者との取引 (2) 投資 - 事業の買収、合併又は処分（計画中か又は最近実行されたものの） - 有価証券、貸付金等の投融資 - 工場設備や技術に対する投資等の資本的投資活動及び最近行われた投資又は計画されている変更 - 提携関係、共同支配企業、特定目的会社等の非連結企業への投資 (3) 財務 - 企業グループの構成—主要な子会社と関係会社（連結及び非連結の状況を含む。） - 契約上の特約事項及び制限条項、保証並びに財務的なオフバランスでの資金調達等の契約を含む負債構成 - 事業に使用されている固定資産リース - 受益権者（国内外、事業の評判と経験） - 関連当事者との取引 - デリバティブ取引の利用状況 (4) 財務報告 - 会計基準と業界特有の会計実務 - 収益認識の実務 - 公正価値会計 - たな卸資産（保管場所、数量等） - 外貨建資産及び負債並びに取引 - 業界特有の重要領域（銀行にとっての融資と投資、製造業にとっての売掛金とたな卸資産、製薬業にとっての研究開発等） - 議論のある又は新たな領域における取引を含めた通例でない又は複雑な取引の会計 - 財務諸表の表示と開示
企業目的及び戦略並びにそれらに関連する事業上のリスク	- 企業がどのように産業、規制その他の内外の要因を取り扱うかという企業目的の存在は、例えば、次のような事項に関連している。また、括弧内はこれに関連する事業上のリスクの例示である。 - 産業の発展（産業変化に対処できる人材や経験が企業にな

	いこと) － 新しい製品やサービス（製造物責任の増加） － 事業の拡大（需要を正確に読み取れないこと） － 新しい会計基準（不完全又は不適切な導入、増加する費用） － 法的な要求事項（増加する法的リスク） － 現在又は将来の資金需要（要求される条件に対応できないために生じる財務損失） － ITの利用（システムとプロセスが整合しないこと） ・ 戦略の導入の影響、特に新たな会計上の対応が必要となるような影響（不完全又は不適切な導入）
企業の業績の測定と検討	・ 主要財務比率と業務上の各種統計数値 ・ 重要な業績指標（KPI） ・ 従業員業績評価とインセンティブ報酬に関する方針 ・ 主要数値の趨勢 ・ 予測、予算及び差異分析の利用状況 ・ アナリストの分析報告書及び信用格付け報告書 ・ 競合企業との業績比較 ・ 業績の期間比較（成長性、収益性、レバレッジ）

上記（５）の内部統制は、以下の五つの要素⁸⁰から構成されている。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会）
第 41 項一部抜粋

- (1) 統制環境
- (2) 企業のリスク評価プロセス
- (3) 財務報告目的の情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達
- (4) 統制活動
- (5) 監視活動

上記の 5 項目の説明は次のとおりである。

⁸⁰ ここでの内部統制の構成要素は「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」（日本公認会計士協会）で記載されている内容に限定して説明している。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会）
付録 2

統制環境

統制環境には、経営者や取締役会や監査役等の内部統制に対する態度や姿勢、重要性の認識の程度及び内部統制における実際の行動が含まれる。統制環境は、企業のガバナンスや経営機能を反映しており、内部統制に対する従業員の意識に影響を与え、社風を形成する。統制環境は、有効な内部統制の基盤であり、内部統制を構築するための規律と枠組みを提供する

統制環境には、以下の各要素が含まれる。

(1) 誠実性と倫理観の伝達と定着

内部統制の有効性は、それらを構築し、管理し、監視する人々の誠実性と倫理観に依存する。誠実性及び倫理観は、統制環境の基本的要因であり、内部統制の他の構成要素のデザイン、管理及び監視に影響を及ぼす。誠実で倫理的な行動は、企業の倫理基準や行動規範が企業内にいかに伝達され、定着しているかを表す。誠実性と倫理観の伝達と定着には、不誠実な行為、違法行為又は非倫理的な行動を誘引する原因を軽減又は取り除く経営者の行動も含まれる。さらに、倫理に関する方針や行動規範を通じて企業の倫理観や行動指針の具体的な適用例を示すなど、分かりやすい方法で従業員に伝達することも含まれる。

(2) 職務遂行に必要な能力の定義と適切な人材の確保

職務遂行に必要な能力とは、個人個人に与えられている職務を達成するのに必要な知識と技能をさす。職務遂行に必要な能力の定義と適切な人材の確保は、経営者が特定の職務に必要な能力の水準を検討し、必要とする知識と技能を具体的に明確にすることを含んでいる。

(3) 取締役会や監査役等の経営者に対する監視機能及び内部統制に対する姿勢

企業内の内部統制に対する意識は、取締役会や監査役等の監視機能により著しく影響される。取締役会や監査役等の監視機能は、経営者から独立している程度、経験や見識、内部統制に対する関与や調査の程度、監視活動の強さ及びその実施の適切さ、入手している情報の内容、経営者に対して行う経営判断に関する質問、内部監査部門や監査人との連携の程度等に依存する。取締役会や監査役等の監視責任の重要性は、商法等の関連法規や取引所の上場基準、企業が所属する経済団体の倫理綱領、又は企業が定める倫理行動規範、取締役会規定、監査役会規定等に概括的に記載されている。取締役会や監査役等の監視責任の一つには、内部通報制度のデザインや有効な運用及び内部統制の有効性を検討するプロセスを監視することもある。

(4) 経営理念と基本的経営方針

経営理念と基本的経営方針には広範囲の要素が含まれるが、事業上のリスクを管理する方法、事業の運営方法、財務報告に対する考え方（会計方針の選択に際しての強引さ

や保守性、会計上の見積りを行う際の誠実さや慎重さ等)、情報処理部門や経理部門の社内における位置付け等を含んでいる。

(5) 経営組織

企業は、企業目的を達成するために様々な事業活動を計画・実行し、管理し、そして見直しを行っている。企業目的に適合した経営組織を構築するため、適切な権限や職責を定め、適切な指揮・命令・報告の系統を確立し、適切な承認手続等を定めることが必要となるが、企業の規模や経営環境等により、各企業に適切な経営組織は異なる。

(6) 権限と責任の付与

業務活動に対する権限と責任がどのように付与され、承認と報告の指揮命令系統がどのように構築されているかが含まれる。また、適切な業務慣行や内部統制上重要な役割を担う者の知識と経験及び職務を達成するために提供される経営資源に関する方針も含まれる。さらに、権限や職責を付与された者が付与された権限や職責の内容と企業目的や事業活動目的との関連性を理解していること、付与された職責には必要十分な権限が委譲されていること及び付与された権限にはそれに見合う報告責任が伴っていることが必要である。

(7) 人事に関する方針と管理

人事に関する方針と管理には、採用、オリエンテーション、教育研修、評価制度、カウンセリング制度、昇進、給与体系、懲戒制度等が含まれている。例えば、最適任者を採用するために学歴や職歴又は業務経験、資格や賞罰、及び誠実で倫理的な行動を重視するという採用基準の制定は、有能で信頼できる人材を確保しようとする企業の取組みを示すものである。期待される役割と責任を伝達し、社内外の研修への参加という実践を含む研修方針は、成果と行動に関する期待水準を示している。定期的実施される実績評価に基づく昇進制度は、有能な人々をより責任のある高い職位に昇格させる企業の取組みを明らかにするものである。

企業のリスク評価プロセス

企業のリスク評価プロセスは、事業上のリスクを識別し、対応するためのプロセスとその結果である。財務報告目的のための企業のリスク評価プロセスには、経営者が、財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクをどのように識別し、リスクの重要性をどのように見積もり、リスク発生の可能性をどのように評価し、リスクに対処する方法をどのように決定するかが含まれている。

例えば、企業のリスク評価プロセスでは、簿外取引の可能性や財務諸表に計上された重要な見積りをどのように特定し分析するかという点に注目することがある。信頼できる財務報告に影響を及ぼすリスクはまた、特定の事象や取引に関係している。

財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクには、財務情報の開始、記録、処理及び報告において、経営者の主張を歪める可能性のある外部及び内部の事象と状況が含まれてい

る。リスクが識別された場合、経営者は、それらの重要性和発生可能性を評価し、さらにそれらをどのように管理すべきかを検討する。経営者は、特定のリスクに対処するための計画やプログラムを策定し行動するか、又は対応に要する費用やその他の点を考慮してリスクを受け入れる決定をする。

リスクは、以下のような状況において、発生又は変化する。

- ・ 経営環境の変化

法令等の改廃やその他の経営環境の変化により、競争力の変化や従来にはなかったリスクに晒されることがある。

- ・ 新規雇用者

新規に採用された人々は、内部統制に対する異なる考えや理解を有していることがある。

- ・ 情報システムの導入や改良

情報システムの重要かつ急速な変化は、内部統制に関連するリスクを変化させることがある。

- ・ 事業の急成長

事業の大幅で急速な拡大に内部統制の整備が追いつかず、内部統制が機能しなくなることがある。

- ・ 新技術の導入

生産プロセスや情報システムへの新技術の導入は、内部統制に関連するリスクを変化させることがある。

- ・ 新たなビジネスモデルや新規事業の採用又は新製品の販売開始

これまで経験のない事業領域や取引への参入は、内部統制に関連する新たなリスクをもたらすことがある。

- ・ 経営組織の重大な変更や子会社等を含めた組織再編成

組織の再編成は、従業員の削減を伴い、監督と職務の分離に変化をもたらし、内部統制に関連するリスクに変化をもたらすことがある。

- ・ 海外での事業活動の拡大

海外事業の拡大又は買収は、外貨取引による新しいリスク又は従来とは異なるリスクのように、内部統制に影響を及ぼす新規で独特のリスクをもたらすことがある。

- ・ 新しい会計基準の適用

新しい会計基準の制定や会計基準の改訂は、財務諸表の作成リスクに影響することがある。

財務報告目的の情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達

情報システムは、ハードウェア、ソフトウェア、管理者と利用者、及び手続と情報から構成される。主として手作業による情報システムでは、ハードウェアやソフトウェア

は存在しないか又はほとんど重要性はないが、多くの情報システムは、ITを幅広く使用している。

財務報告目的の情報システムは、取引や会計事象を開始、記録、処理及び報告し、資産・負債・資本を適正に計上するための手続と記録から構成されている会計システムを含むものである。

取引は、手作業によって開始されるか、又はプログラム化された手続によって自動的に開始される。記録には、取引や会計事象に関する適切な情報を識別し把握することが含まれる。処理には、自動化されているか手作業によるかにかかわらず、編集・確認（エディット・バリデーション）、計算、測定、評価、集計及び照合といった機能が含まれる。報告は、企業の業績を測定し査閲する等のために企業が使用する、電子化された又は書面による財務報告その他の情報の作成に関係するものである。

システムが生成した情報の品質は、企業の活動を管理する際の意思決定を行うため及び信頼できる財務報告の作成のための管理機能に影響する。

したがって、情報システムは、以下のような方法や記録を含むものである。

- ・ すべての正当な取引を識別し記録する。
- ・ 財務報告のために、取引の適切な分類を可能とするよう、十分かつ詳細で適時に取引を記録する。
- ・ 財務諸表に適切な金額で記録されるよう取引の価額を測定する。
- ・ 適切な会計期間に取引が記録されるよう取引発生の間隔を決定する。
- ・ 取引と関連する開示内容を財務諸表に適切に表示する。

伝達により、企業内での財務報告目的の内部統制に関する個々人の役割と責任が理解される。

企業構成員は伝達により、自らの業務が財務報告目的の情報システム内での他の業務とどう関連しているか、また、企業内の適切な管理者層への例外事項の報告にはどのような手段があるのかを理解する。

自由闊達な雰囲気・風土の存在は、例外事項に関する報告とそれに基づく活動を効果的にする。

伝達は、会計や財務報告に関連する基本方針、マニュアル及び通達といった形式をとる。伝達は、電子的手段若しくは口頭で、又は経営者の活動を通して行われることもある。

統制活動

統制活動は、経営者や部門責任者等が自らの命令や指示が適切に実行されること、例えば、企業目的の達成を脅かすリスクに対応するために必要な行動を確保するために定めた方針と手続である。統制活動は、ITを利用したものであるか手作業によるもので

あるかを問わず、様々な目的達成のために設置され、組織のあらゆる階層と部署に適用されるものである。

一般に、監査に関連する統制活動は、以下の事項に関係する方針と手続に分類される。

- ・ 業績の検討

これらの統制活動には、実績と予算又は見込み、過年度実績との比較、財務情報と非財務情報との相互関連の分析、調査、是正措置、社内の情報と社外から得られた情報との比較、機能別又は活動別の実績検討（例えば、銀行の消費者ローン管理者がローン承認と回収のために行う支店別、地域別及びローン形態別の報告書等）等が含まれる。

- ・ 情報処理

種々の統制活動が、取引の正確性、完全性及び承認を検証するために実施される。情報システムに関連する統制活動には、全般統制と業務処理統制がある。

全般統制は、多くのアプリケーションに関係する方針と手続であり、情報システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより、業務処理統制が効果的に機能するよう維持する。全般統制には、データ・センターとネットワーク運営、システム・ソフトウェアの取得・変更・保守、アクセス・コントロール、アプリケーション・システムの取得・開発・保守等の共通の統制活動が含まれている。これらの内部統制は、大型汎用コンピュータやクライアント・サーバ等の環境ごとに適用する。全般統制には、プログラムの変更承認、プログラムや情報へのアクセス制限、新たに発売されたパッケージソフト導入時の管理、監査証拠を残さない財務情報や記録を変更することができるシステム・ユーティリティへのアクセスを制限又は監視するシステム・ソフトウェアの管理等がある。

業務処理統制は、個々のアプリケーション・システムにおいて、開始された取引が承認され、漏れなく正確に記録・処理されることを担保する統制活動である。業務処理統制には、記録の正確性の検査、勘定明細や試算表の保持や査閲、入力データのエディット・チェックや連番検査等のように自動化された統制活動、及びITが作成する例外処理報告書に基づく手作業による追跡調査等のように人とITが一体となって機能する統制活動がある。

- ・ 資産の保全

資産の保全に係る統制活動には、施錠できる設備に保管する等の資産や記録へのアクセスを制限する資産の物理的保全、コンピュータ・プログラムと情報ファイルへのアクセス承認、資産の実際残高と帳簿残高との照合（例えば、現金、有価証券の実査及びたな卸資産の实地たな卸と帳簿残高との比較）等が含まれる。資産の窃盗や流用を防止するための資産の保全に係る内部統制の程度は、財務諸表の信頼性に関連し、したがって、資産の横領の可能性が非常に高い場合には、監査に関連する。例えば、たな卸減耗が定期的なたな卸の実施によって発見され、財務諸表に記録されている場合には、たな卸資産の物理的保全に係る内部統制は、一般に監査に関連しない。しかしながら、財務報告

目的において、経営者がたな卸資産の継続記録だけに依存している場合は、たな卸資産の物理的保全に係る内部統制は、監査に関連することになる。

- ・ 職務の分離

職務の分離は、職務担当者が不正や誤謬を犯し、隠蔽する機会を減少させるため、取引の承認、記録及び資産の管理に関する職責をそれぞれ違う担当者に割り当てることである。職務の分離の例には、照合・調整の実施者と査閲者及び承認者の分離、さらに、関係書類の承認と管理の分離がある。

統制活動には、経営者や取締役会等によってあらかじめ設定された方針を前提にしているものがある。例えば、取締役会等が設定した投資指標等のガイドラインに基づき承認権限が委譲されている場合、買収や投資の撤退等の非定型的な取引につて上位の意思決定機関による承認（株主総会による承認を含む。）が必要となる場合がある。

監視活動

継続して内部統制を確立し維持することは、経営者の重要な責務である。経営者による監視活動は、内部統制が意図したとおりに運用されているかどうか、及び状況の変化に対して適切な修正が行われているかについての検討が含まれる。監視活動には、銀行残高調整表が適時に作成されているかどうかについての経営者による査閲、営業部門の販売契約の条件に関する企業の方針の遵守についての内部監査部門の評価、又は企業倫理や企業行動指針についての法務部門による監視が含まれる場合もある。

監視活動は、内部統制の有効性を評価するプロセスである。監視活動には、内部統制のデザインと運用状況の評価を適時に行い、状況の変化に対応するための必要な是正活動の実施が含まれている。監視活動は、内部統制が継続的に有効であるかどうかを確かめるために実施される。例えば、銀行勘定調整表が適時に網羅的に作成されているかどうかの監視活動が行われていない場合には、担当者は作成自体を中止してしまうこともある。監視活動は、日常業務に組み込まれた日常的監視活動と独立的評価、又はその二つの組合せを通じて行われる。

日常的監視活動は、しばしば日常の継続反復的な活動の中に組み込まれており、経営者や部門責任者等が定期的に行う経営管理活動を含む。日常的監視活動には、例えば、営業や購買又は生産部門の責任者や本社の管理部門の管理者はそれぞれの部門の業務の状況に精通しているため、自らの認識と著しく異なる報告については疑問をもち、調査を行う。

多くの企業では、内部監査部門は、内部統制の有効性及び効率性を定期的に評価する独立的評価の機能を果たすことにより、内部統制について監視活動を実施している。それらは、内部統制のデザインと運用状況の評価することに焦点を合わせ、内部統制が機能しているかどうかについての情報を定期的に提供している。それらは、内部統制の有効性と脆弱性の情報を伝え、改善のための勧告を行う。

監視活動には、外部当事者から伝えられた情報の利用が含まれている。顧客が請求書どおりに支払を行っていることは請求情報が正確であることを意味し、請求に対する苦情は、販売取引又は請求書作成の処理に欠陥があることを示唆していることもある。また例えば、銀行規制当局による銀行検査に関する伝達を行う場合など、行政官庁が内部統制の機能に関連する事項を伝達することがある。また経営者は、監視活動を実施する際、監査人からの内部統制に関する指摘事項を検討する。

＜重要な虚偽表示リスクの評価＞

監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価しなければならない。

監査人は、下記の手順に基づき、重要な虚偽表示のリスクを評価する。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会） 第 94 項一部抜粋

- 虚偽表示のリスクに関連する内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する過程を通じて、また、取引、勘定残高、開示等を検討することにより、虚偽表示のリスクを識別する。
- 識別した虚偽表示のリスクが、経営者の主張ごとにどのような虚偽の表示になり得るかを検討する。
- 当該虚偽表示のリスクが財務諸表に与える影響の度合いを検討する。
- 当該虚偽表示のリスクが財務諸表の重要な虚偽の表示につながる可能性を検討する。

下記の事項は、重要な虚偽表示のリスクの存在を示す状況と事例の例示である。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会） 付録 3 一部抜粋

- 経済的に不安定な地域における事業運営（例えば、重大な通貨切下げや高いインフレーション経済にある国々）
- 市場の不安定性に晒されている事業運営（例えば、先物取引）
- 非常に複雑な規制
- 重要な顧客喪失等による事業継続と流動性の問題
- 資金調達に関する制約
- 企業が事業運営している産業の変化
- サプライチェーンの変更

- 新製品や新サービスの開発若しくは提供又は新規事業への参入
- 新地域への拡大
- 大規模な買収若しくは組織変更又はその他の通例でない事象
- 売却予定とみられる関係会社又は事業セグメント
- 複雑な業務提携及び合併企業
- オフバランス化、特定目的会社及びその他の複雑な財務上の契約の利用
- 関連当事者との重要な取引
- 適切な会計及び財務報告の技能をもった人材の欠如
- 主要な役員の退任を含む重要な人事異動
- 内部統制の脆弱性、特に経営者が言及していない弱点
- 企業のIT戦略とその事業戦略との間の一貫性の欠如
- IT環境の変化
- 財務報告に関係する重要な新規ITシステムの導入
- 企業の事業運営又は経営成績についての行政当局からの問い合わせ
- 過去の虚偽の表示、又は期末の重要な修正
- 期末の関係会社間取引及び巨額の収益計上を含めた非定型的又は機械的に処理されない重要な取引
- 借入金の借換え、資産の売却予定及び市場性ある有価証券の分類のような経営者の判断に基づいて記録される取引
- 新会計基準の適用
- 複雑な計算プロセスを必要とする会計上の測定
- 会計上の見積り等の重要な測定の不確実性に起因する事象又は取引
- 係争中の訴訟と偶発債務（例えば、製品保証、財務保証、土壌回復）

監査人は、重要な虚偽表示のリスク評価の過程で、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表示のリスクから特別な監査上の検討を必要とするリスク、すなわち、特別な検討を必要とするリスクを決定しなければならない。

特別な検討を必要とするリスクは、ほとんどすべての監査で存在するものであるが、特別な検討を必要とするリスクかどうかは、監査人の職業的専門家としての判断により決定される。当該判断に当たって監査人は、内部統制を考慮せずに、①リスクの性質、②潜在的な虚偽の表示が及ぼす影響の度合い（そのリスクにより複数の虚偽の表示につながる可能性等）、③リスクの発生可能性の程度を検討し、特別に監査上の検討が必要かどうかを決定する。

リスクの性質を検討するに当たって監査人は、以下の事項を始めとした多くの事項を検討する。

企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価（日本公認会計士協会）
第 103 項一部抜粋

- 不正のリスクであるかどうか。
- 特別の配慮を必要とするような最近の重要な経済、会計又はその他の動向と関連があるかどうか。
- 取引が複雑であるかどうか。
- 関連当事者との重要な取引に係るものであるかどうか。
- リスクに関連する財務情報の測定における主観的な判断によるものかどうか（特に広範囲にわたって測定に不確実性がある場合）。
- 企業の通常の事業活動外の取引又は通例でない取引のうち重要な取引に係るものであるかどうか。

（ロ）保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対する保証型財務検査に対しても、リスク・アプローチによる検査を予定している限り、上記の監査委員会報告の考え方は基本的には変わらない。

従って、監査委員会報告と同じく、以下の項目については定める必要があると整理する。

- リスク評価手続及び省庁と省庁環境（内部統制を含む。）についての情報源
- 省庁と省庁環境（内部統制を含む。）の理解
- 重要な虚偽表示リスクの評価

ただし、前述したとおり、現在の省庁別財務書類作成に関する内部統制は、課題が多く、有効に機能しているとは言い難い状況である。このため、保証型財務検査の導入期までに、保証型財務検査のマニュアルの整備よりも、まず、作成主体である各省庁側に省庁別財務書類の作成に関する内部統制の整備を行う必要があると考える。

⑤ 評価したリスクに対応する監査人の手続

（イ）監査基準委員会報告の内容

評価したリスクに対応する監査人の手続（公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 全般的な対応
- 財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクに応じた監査手続
- 入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価

上記の項目は、保証型財務検査を検討する際にも参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

<全般的な対応>

監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクに応じた全般的な対応を決定する必要がある。全般的対応とは以下のとおりである。

評価したリスクに対応する監査人の手続（公認会計士協会） 第4項一部抜粋

全般的な対応とは、監査証拠の入手と評価において監査チームのメンバーが職業的懐疑心を保持するとともに、豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識若しくは技能をもつ監査チームのメンバーの配置、補助者の増員、専門家の配置、監査チームのメンバーへの指導監督の強化、適切な監査時間の確保、被監査会社が想定しない監査手続の選択を考慮すること等をいう。

<財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクに応じた監査手続>

監査人は、評価した財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクに応じて、リスク対応手続、その実施の時期及び範囲を立案し実施しなければならない。

監査人は、リスク対応手続の立案において、次の事項を検討する。

評価したリスクに対応する監査人の手続（公認会計士協会） 第7項一部抜粋

- リスクの重要性
- 重要な虚偽の表示が生じる可能性
- 取引、勘定残高、開示等の特性
- 内部統制の特性、特に手作業による内部統制か又は自動化された内部統制か（自動照合等）
- 内部統制が重要な虚偽の表示を有効に防止又は発見・是正することに関する監査証拠の入手可能性

監査人は、監査手続の実施の時期、又は監査証拠を入手する期間若しくは時点を検討しなければならない。監査人は、重要な虚偽表示のリスクの程度が高いほど、実証手続

を期末日より近い時期又は期末日を基準日として実施したり、又は容易に予測できない時期に監査手続を実施することを検討する。

監査人は、監査手続の実施の時期を検討するときに、次の事項を考慮する。

評価したリスクに対応する監査人の手続（公認会計士協会） 第 15 項一部抜粋

- 統制環境
- 必要な情報が入手可能な時期（例えば、電子ファイルが後で上書き保存される場合や観察対象の手続がある時点のみに実施される場合）
- 虚偽表示のリスクの内容（例えば、虚偽の売上契約を事後的に作成して予算達成のため収益を過大計上する可能性がある場合、監査人は、期末日において入手可能な契約書を検証することが望ましい。）
- 監査証拠が関連する期間又は時点

監査人は、リスク評価において内部統制が有効に運用されていると想定する場合、又は実証手続だけでは財務諸表項目レベルにおいて十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合、運用評価手続を実施する。

運用評価手続に対して行われる監査手続としては以下の考え方が参考になる。

評価したリスクに対応する監査人の手続（公認会計士協会） 第 28 項、第 29 項

監査人は、内部統制の運用状況の有効性を確かめるため、質問とその他の監査手続を組み合わせて実施しなければならない。

運用評価手続は、内部統制のデザイン及び業務への適用に関する理解のために実施する手続とは異なる。しかし、運用評価手続は、通常、内部統制のデザイン及び業務への適用について評価するために利用されるのと同じ監査手続のほか、監査人による内部統制の再実施も含まれる。監査人は、内部統制の運用状況の有効性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには質問だけでは十分でないことから、質問とその他の監査手続を組み合わせて実施する。

質問は、記録や文書の閲覧又は再実施を組み合わせて実施する方が、通常、質問と観察のみを実施するよりも強い心証を得ることができる。

例えば、監査人は、現金受領に係る内部統制の運用状況の有効性を確かめるため、郵便物を開封し現金受領を処理する企業の手続について質問し観察する。観察は、観察を実施する時点において適切であるから、監査人は、通常、十分かつ適切な監査証拠を入手するため、観察を質問で補ったり、監査対象期間の他の時点における内部統制の運用状況の有効性に関する記録や文書を閲覧する。

監査人は、監査対象期間において内部統制が有効に運用されているかどうかに関する監査証拠を入手するための監査手続を選択するとき、内部統制の特性を考慮する。

運用状況の有効性に関する証拠が文書で残されている内部統制については、監査人は、運用状況の有効性に関する監査証拠を入手するため当該文書を閲覧する。

一方、運用状況の有効性に関する証拠が文書で残されていない内部統制もある。例えば、権限と職責の付与のような統制環境の要因、又はコンピュータによって実施される統制活動については、運用に関する証拠は文書で存在しないこともある。このような場合、運用状況の有効性に関する監査証拠は、質問と観察又は CAAT を用いた手続等の監査手続を組み合わせて実施して入手する。

実証手続は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を看過しないために実施され、取引、勘定残高、開示等に対する詳細テストと分析的実証手続をいう。監査人は、重要な虚偽表示のリスクに関する評価に応じた実証手続を立案し実施する。

そして、監査人は、決算のプロセスに関連し、下記の実証手続を実施しなければならない。

評価したリスクに対応する監査人の手続（公認会計士協会） 第 49 項一部抜粋

- 財務諸表とその基礎となる会計記録との一致を確かめる。
- 決算のプロセスにおける重要な仕訳及び修正を確かめる。

<入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価>

監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づいて、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクに関する評価が適切であるかどうかを判断しなければならない。

監査人の十分かつ適切な監査証拠に係る判断は、下記の点によって影響を受ける。

評価したリスクに対応する監査人の手続（公認会計士協会） 第 70 項一部抜粋

- 経営者の主張に係る虚偽表示のリスクが財務諸表に与える影響の度合い、及び当該虚偽表示のリスクが、個別に又は他の虚偽の表示と合計したときに、財務諸表に与える重要な影響の発生可能性
- リスクに対する経営者の対応及び内部統制の有効性
- 過年度の監査において発見した同様の虚偽の表示
- 実施した監査手続の結果（不正又は誤謬を発見したかどうかを含む。）
- 入手可能な情報の情報源及び信頼性
- 監査証拠により形成された心証の程度
- 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

(ロ) 保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対する保証型財務検査に対しても、リスク・アプローチによる検査を予定している限り、上記の監査委員会報告の考え方は基本的には変わらない。従って、以下の項目は、保証型財務検査においても定める必要があると整理した。

- 全般的な対応
- 財務書類の各項目ごとの重要な虚偽表示リスクに応じた検査手続
- 入手した検査証拠の十分性及び適切性の評価

なお、前述したとおり、省庁別財務書類作成に関する内部統制は、有効に機能しているとは言い難い状況である。この状況で重要な虚偽表示リスクの評価を行うとかなり高い水準が予測され、そのリスク評価に対応した手続をかなり実施することになると予測される。しかし、検査に要する期間及び検査を行う人員も限られている。このため、保証型財務検査導入時までに各省庁において省庁別財務書類の作成に関する内部統制が整備されることが、保証型財務検査の導入の必要条件と考える。

(3) 監査の実施

① 会計上の見積りの監査

(イ) 監査基準委員会報告の内容

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 経営者による会計上の見積り
- 監査リスク
- 会計上の見積りの必要性
- 会計上の見積りの合理性を確かめるための監査手続
- 会計上の見積りの基礎となる仮定の適切性の検討
- 会計上の見積りに用いる情報の適切性の検討
- 計算の正確性の検討
- 過年度の会計上の見積りと実績との比較
- 独自の会計上の見積り

上記の項目は、保証型財務検査を検討する際にも参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

＜経営者による会計上の見積り＞

経営者（会社）は、通常、次のような手順により会計上の見積りを行う。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第4項一部抜粋

- (1) 会計上の見積りを必要とする事象を把握する。
- (2) 会計上の見積りに影響を与える要因を把握する。
- (3) 把握した要因に関して適切な仮定を設定する。
- (4) 設定した仮定に基づき適切な情報を収集する。
- (5) 適切な仮定及び情報に基づき見積金額を計算する。

会計上の見積りを要するものの例として下記の事項が挙げられる。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 付録

- 市場性のない有価証券の実質価値
- 金融商品の時価評価に用いる合理的に算定された価額
- 棚卸資産（販売用不動産を含む。）の正味実現可能価額
- 受入担保資産の評価額
- リース資産の現在価値
- 貸倒引当金、賞与引当金、返品調整引当金、製品保証引当金、修繕引当金、子会社株式等に対する投資損失引当金等の引当金
- 退職給付債務の数理計算における基礎率及び予測数値
- 工事進行基準による工事収益
- 償却資産の減価償却額
- 繰延税金資産の回収可能性

＜監査リスク＞

会計上の見積りは、既に発生している事象又は将来に発生すると見込まれる事象に対する仮定の設定などに関して主観的判断を伴うことが多いため、一般に固有リスクの程度が高いと判断される。また、会計上の見積りは主観的判断を伴うことが多いため、経営者が会計上の見積りに関する有効な内部統制を確立することは困難な場合がある。しかしながら、会計上の見積りに関する内部統制が次のような手続を含む場合には、通常、統制リスクの程度は相対的に低くなる。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第6項一部抜粋

- (1) 会計上の見積りに必要となる正確な情報を信頼し得る状況下において収集する。
- (2) 経験豊富な役職者又は専門家が会計上の見積りに関与する。
- (3) 上位の役職者が、会計上の見積りに影響を与える要因の把握及び仮定の設定に対して査閲と承認を行う。
- (4) 過年度の会計上の見積りと実績とを比較する。
- (5) 上位の役職者が、会計上の見積りの方法とその結果が経営計画と矛盾していないかを検討する。

<会計上の見積りの必要性>

監査人は、重要な会計上の見積りが漏れなく、適切に財務諸表に反映されていることを確かめるために、企業の事業内容及び企業内外の経営環境の理解に基づいて、次の監査手続を実施する。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第8項一部抜粋

- (1) 財務諸表に含まれている会計上の見積りを把握し、その内容を検討する。
- (2) 次のような情報を検討し、会計上の見積りの必要性を吟味する。
 - ・会計上の見積りの必要性をもたらす会社の事業内容の変更又はその計画等、及び会社が属する産業の状況の変化等
 - ・訴訟、賠償請求等の存在
 - ・株主総会や取締役会等の議事録及び稟議書等
 - ・監督機関の検査結果等
- (3) 決算日後の取引又は事象を把握し、会計上の見積りの必要性を検討する。
- (4) 会計上の見積りを必要とする事象に関して経営者に質問をする。

<会計上の見積りの合理性を確かめるための監査手続>

監査人は、会計上の見積りが合理的であるか否かを判断するために、会計上の見積りに関する監査リスク、金額的重要性、監査の効率性等を考慮して、次の監査手続を選択し、実施する。会計上の見積りが合理的であるか否かの判断は、入手した他の監査証拠との整合性についても考慮して行う必要があることに留意する。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第9項一部抜粋

- (1) 経営者が行った会計上の見積りの方法を次の手続により検討する。
 - ・仮定の適切性、情報の適切性及び計算の正確性を検討する。

- ・実施可能な場合、過年度の見積りと実績とを比較する。
- ・会社の承認手続を検討する。

なお、上記の監査手続を実施した結果、会計上の見積りが合理的でないと判断した場合には、次の(2)の手続を実施する必要があることに留意する。

(2) 監査人が独自の会計上の見積りを行う。

実施可能な場合、必要に応じ監査人自らが見積りを実施し、経営者が行った見積りと比較してその差異の内容を検討する。

(3) 決算日後の取引及び事象を検討する。

決算日後の取引及び事象を検討し、確定額又は確度の高い情報を利用して経営者が行った見積りと比較してその差異の内容を検討する。

<会計上の見積りの基礎となる仮定の適切性の検討>

監査人は、情報の利用可能性及び経済的・時間的制約を考慮した上で、会計上の見積りにおいて用いられた仮定が適切であるか否かを、次の観点から検討する。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第10項一部抜粋

(1) 過年度の実績との比較

例えば、返品調整引当金の見積計上に用いられた見積返品率と過去の実績による実際返品率が近似しているかを比較する。

(2) 他の会計上の見積りにおいて用いられた仮定との整合性

例えば、特定の関係会社の株式と債権の評価に際し、その会社の将来の経営状況に関する仮定が、株式及び債権の評価において同一か否かを確かめる。

(3) 経営計画との整合性

例えば、重要な事業再編計画が実行されつつある場合、当該事実が、子会社株式の評価、退職給付引当金の追加計上等、影響を及ぼす項目に関する仮定と整合しているかを検討する。

(4) 他の仮定の有無

経営者が用いた仮定に代替し得る他の仮定がないかどうかを検討し、経営者の仮定の選択が適切であることを確かめる。

<会計上の見積りに用いる情報の適切性の検討>

監査人は、会計上の見積りに用いられた情報が適切であるか否かを、次の観点から検討する必要がある。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第 12 項一部抜粋

- (1) 情報の正確性、目的適合性及び信頼性
- (2) 会計システムを通じて処理された情報との整合性
- (3) 会社の外部から入手した情報との整合性

<計算の正確性の検討>

監査人は、会計上の見積りに際して行われた計算の正確性を次の手続により検討する必要がある。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第 13 項一部抜粋

- (1) 会計上の見積りにおいて用いられた計算式が、設定された仮定に対して適切であるか否かを検討する。この場合、過去の監査から得られた知識、同業他社が採用している方法、会社の経営計画等を考慮する必要がある。
- (2) 設定された仮定及び収集された情報に基づき正確な計算がなされたか否かを検討する。

<過年度の会計上の見積りと実績との比較>

監査人は、実施可能な場合、過年度の会計上の見積りと実績とを比較し、次の事項を検討する必要がある。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第 14 項一部抜粋

- (1) 会計上の見積りに関する会社が行った手続の全般的信頼性
過年度の会計上の見積りと実績が近似している場合には、会社が行った会計上の見積りの手続に対する信頼の程度は高くなる。
- (2) 差異分析の必要性
過年度の会計上の見積りと実績が大きく乖離している場合には、差異について原因分析を行い、当年度の見積りに対する影響額を把握する。
- (3) 会計上の見積りの方法を修正する必要性
過年度の会計上の見積りと実績が大きく乖離している場合又は会計上の見積りを必要とする状況が過年度の状況と大きく相違している場合には、見積りの方法の修正を求める。

<独自の会計上の見積り>

監査人は、必要に応じ次の手続に従い独自に会計上の見積りを行う必要がある。

会計上の見積りの監査（日本公認会計士協会） 第16項一部抜粋

- (1) 情報の利用可能性及び経済的・時間的制約を考慮した上で適切な仮定の設定を行う。
- この際、過年度に行われた会計上の見積りと実績との比較が、監査人による独自の見積りの仮定の設定に役立つことに留意する。
- (2) 設定した仮定に基づき適切な情報を入手する。
- (3) 適切な仮定及び情報に基づき見積金額を計算する。
- (4) 経営者が行った見積りと比較する。

（ロ）保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類においても退職給付引当金等の見積りによる事項が含まれる。このため、上記の監査委員会報告書の考え方を保証型財務検査において定める事項として下記のように整理できると考える。

- 各省庁による会計上の見積り
- 検査リスク
- 会計上の見積りの必要性
- 会計上の見積りの合理性を確かめるための監査手続
- 会計上の見積りの基礎となる仮定の適切性の検討
- 会計上の見積りに用いる情報の適切性の検討
- 計算の正確性の検討
- 過年度の会計上の見積りと実績との比較
- 独自の会計上の見積り

(4) 監査報告

① 監査報告

（イ）監査基準委員会報告の内容

監査報告（日本公認会計士協会）では、主に以下の項目を定めている。

- 監査の基準

- 合理的な保証
- 監査人の判断の基準
- 監査人の実質的な判断
- 会計方針の継続適用に係る判断
- 財務諸表に対する意見
- 監査範囲の制約

上記の項目は、保証型財務検査を検討する際にも参考になるものであるため、以下各項目の説明を行う。

<監査の基準>

監査人は、適用される法令があれば、それらを遵守した上で監査の基準に準拠して監査を実施しなければならない。監査の基準には、監査の実施時に適用される監査基準、日本公認会計士協会の指針及び一般に認められる監査実務慣行を含んでいる。

なお、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準の例示は以下のとおりである。

監査報告（日本公認会計士協会） 付録 1

1. 企業会計審議会から公表された監査基準
 2. 日本公認会計士協会の指針
 - ・ 監査基準委員会報告書
 - ・ 監査委員会報告（監査第一委員会報告及び監査第二委員会報告を含む。監査に関するもの）
 - ・ 業種別監査委員会報告及び銀行等監査特別委員会報告（監査に関するもの）
 - ・ IT委員会報告（監査に関するもの）
 3. 一般に認められる監査実務慣行
- なお、明確な監査の基準がない場合、監査人が監査を実施するに当たり、実務の参考になるものとしては、例えば次のものがある。
- ・ 日本公認会計士協会委員会報告に関するQ & A又は解説（監査に関するもの）
 - ・ 日本公認会計士協会の委員会研究報告（監査に関するもの）
 - ・ 国際監査基準
 - ・ 監査に関する権威のある文献

<合理的な保証>

監査人は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために、監査を計画し、実施しなければならない。合理的な保証を得るとは次のようなことである。

監査報告（日本公認会計士協会） 第8項

8. 監査人が合理的な保証を得るとは、財務諸表には経営者による見積りや判断に基づく情報が多く含まれていること、内部統制には状況によっては機能しないという限界があること、監査が原則として試査により実施されること、職業的専門家としての判断を多くの局面で要求されること等の条件がある中で、監査人が、監査の基準に準拠し、正当な注意を払い職業的懐疑心を保持して監査を実施した結果として、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて絶対的ではないが相当に高い程度の心証を得ることを意味する。

<監査人の判断の基準>

監査人は、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示されているかどうかを判断する場合に、適用される法令があれば、それらを遵守した上で企業会計の基準に準拠して判断する。

我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の例示は以下のとおりである。

監査報告（日本公認会計士協会） 付録2

1. 企業会計審議会又は企業会計基準委員会から公表された会計基準
2. 企業会計基準委員会から公表された企業会計適用指針及び実務対応報告
3. 日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及びQ & A
4. 一般に認められる会計実務慣行

なお、明確な企業会計の基準がない場合等、監査人が、経営者が採用した会計方針及びその適用方法をはじめ財務諸表の適正性に関する判断を行うに当たり、実務の参考になるものとしては、例えば次のものがある。

- ・ 日本公認会計士協会の委員会研究報告（会計に関するもの）
- ・ 国際的に認められた会計基準
- ・ 税法（法人税法等の規定のうち会計上も妥当と認められるもの）
- ・ 会計に関する権威のある文献

<監査人の実質的な判断>

監査人は、財務諸表の適正性を判断するに当たり、経営者が会計事象や取引の法形式だけでなく、その実態に基づいて十分な検討を行っているかどうかを確かめ、経営者による会計事象や取引の実態に基づいた判断の適否等を検討しなければならない。

適用する企業会計の基準が明確ではない場合は、次のように対応する必要がある。

監査報告（日本公認会計士協会） 第 13 項

監査人は、会計事象や取引について適用する企業会計の基準が明確でない場合、企業会計の基準において詳細な定めがない場合又は新しい会計事象や取引（例えば、複雑な金融取引や情報技術を利用した電子的な取引）が生じた場合、経営者が採用した会計方針及びその適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについて、経営者とのディスカッション、関連資料の閲覧等により、関連する企業会計の基準の趣旨を踏まえて判断しなければならない。

<会計方針の継続適用に係る判断>

監査人は、継続して適用されている会計方針が会計事象や取引の実態を適切に反映していないと判断した場合、その重要性に応じて監査意見の表明に当たり、除外事項とすることを検討しなければならない。

また、監査人は、企業の事業内容及び企業内外の経営環境の重要な変化に基づく会計方針の変更が会計事象や取引の実態をより適切に反映すると判断した場合、当該会計方針の変更を正当な理由による会計方針の変更として取り扱う。

<財務諸表に対する意見>

監査人は、監査意見として、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて表明する。財務諸表がすべての重要な点において適正に表示しているということは、財務諸表の監査が財務諸表の個々の金額等の適正性、正確性又は妥当性について個別に意見を表明するものではないことから、財務諸表が全体として適正に表示していることを意味する。

なお、監査人は監査意見、除外事項及びそれに関連する事項以外は追加的な情報や自己の判断を記載しない。

監査報告（日本公認会計士協会） 第 18 項

監査人は、監査報告書において、監査意見並びに除外事項及びそれに関連する事項以外に、財務諸表に開示されていない事項のみでなく、財務諸表に開示されている事項に

についても追加的な情報や自己の判断を記載しない。ただし、財務諸表に開示されている事項に関する説明事項又は強調事項を記載する必要があると判断した場合、当該事項を追記情報として監査意見の枠外で監査報告書に記載する。

監査人は、財務諸表に開示すべき重要な事項が開示されていないと判断した場合、当該事項を財務諸表に開示するよう経営者に求めなければならない。経営者が監査人の求めに応じないときは、監査人は、それを除外事項とするかどうかを検討しなければならない。

＜監査範囲の制約＞

監査人は、重要な監査手続を実施できなかった場合において、その影響が意見表明できないほどには重要でないと判断したときは、除外事項を付した限定付適正意見を表明する。

その影響が重要であり、意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったと判断したときは、意見を表明しない。

（ロ）保証型財務検査において定める事項（案）

省庁別財務書類に対して保証型財務検査を実施する場合においても、その検査の結果の意見について取りまとめておく必要がある。従って、監査基準委員会報告に定められているような以下の項目について定めておく必要があると考える。

- 検査の基準
- 合理的な保証
- 検査実施者の判断の基準
- 検査実施者の実質的な判断
- 会計方針の継続適用に係る判断
- 省庁別財務書類に対する意見
- 検査範囲の制約